

令和6年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年9月12日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第75号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第76号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第77号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第5	議案 第78号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第79号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第80号	財産の無償譲渡について(神岡町旧白樺荘)
第8	議案 第81号	飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第82号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第10	議案 第83号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第11	議案 第84号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第12	議案 第85号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第13	認定 第1号	令和5年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第14	認定 第2号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第15	認定 第3号	令和5年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年9月12日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	認定 第4号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定 第5号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第6号	令和5年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第7号	令和5年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第8号	令和5年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第9号	令和5年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第10号	令和5年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第11号	令和5年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第12号	令和5年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定 第13号	令和5年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第26	認定 第14号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第27		一般質問

○出席議員（13名）

1番				成昭子
2番				廣孝
3番				要二朗
4番				美博
6番				憲子
7番				子
8番				
9番				
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	谷	尻	孝	之
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	さ
農林部長	野	村	久	徳
基盤整備部長	森		英	樹
環境水道部長	横	山	裕	和
教育委員会事務局長	大	庭	久	幸
会計管理者	渡	邊	康	智
消防長	堀	田	丈	郎
病院事務局長	佐	藤	直	樹
危機管理監	高	見	友	康
建築企画監	砂	田	健	郎
財政課長	上	畑	浩	司
総合政策課長	下	通		剛

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	倉	坪	正	明
書記	島	中	み	な

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。理事者側では、森田企画部長が欠席です。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、3番、小笠原議員、6番、上ヶ吹議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第75号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第26 認定第14号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第27 一般質問

◎議長（井端浩二）

日程第2、議案第75号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第26、認定第14号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの25案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。25案件の質疑と併せて、これより日程第27、一般質問を行います。

一般質問について、皆様へお伝えします。本会議において議長の許可のない発言は認められません。一般質問では、市の一般事務の範囲であること、通告外にならないことにご注意ください。また、議会の品位を重んじて、不穏当な発言がないよう会議規則を遵守して通告に沿って発言してください。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に1番、佐藤議員。

〔1番 佐藤克成 登壇〕

○1番（佐藤克成）

議員になりまして半年たちますが、3回目の一般質問をさせていただきます。議員なりまして浅いということで、一部過去の議会での質問と重なるところがあると思いますがよろしくお願いたします。

では、1項目の質問からお伺いします。若宮駐車場と周辺環境について。現在、若宮駐車場の移転工事が進められているところではありますが、移転後の若宮駐車場は市道上気多・杉崎線、以下農免道路と言わせていただきます。その農免道路の山側に位置することとなり、駐車場利用者は必ず農免道路を渡り、駅や市街中心部へ出かけることとなります。いわば新若宮駐車場は農免

道路によって隔てられた袋地のような土地であり、駐車場利用者は必ず農免道路を横断する必要が出てくるため、以下の事項についてお伺いします。

1点目、若宮駐車場利用者の安全確保策は。新若宮駐車場は既に述べたとおり農免道路によって隔てられており、現状において農免道路の両サイドどちらにも歩道が整備されていないため、市中心部へアクセスするためには、横断歩道を整備するか最寄りの信号機のある横断歩道まで歩道を整備する必要があります。農免道路は市内でも主要な道路であり、自動車交通量が多いため、新規に横断歩道を開設した場合、自動車交通に支障を来す恐れや、道路を横断する以上、事故の危険性をはらんでいると考えます。若宮駐車場はどのような人の利用を想定しているかを踏まえ、安全に農免道路を渡るための安全確保策についてお伺いします。

2点目、建設予定の商業施設に駐車場は整備される予定か。民間による駅東開発により、商業施設が整備される予定です。市への要望事項の中で、当初駐車場の共同使用を提案されていたと聞いています。若宮駐車場と商業施設は道路1本隔てて隣接することになり、仮に商業施設に十分な駐車スペースが確保されない場合、一部の商業施設利用者が若宮駐車場を利用することになり、道路横断者が増え、交通の危険を増加させることとなります。商業施設利用者には、同施設内にある駐車スペースを利用するのが本来であるため、駅東開発事業者側と駐車スペースの確保について協議をしているかお伺いします。

3点目、無料駐車場内の月極駐車場は廃止の方向か。市は無料駐車場の中に月極駐車場が存在している形なので、不公平感があるとの意見が寄せられているため、廃止の方向で検討し、現契約者については周辺の民間駐車場の空き状況を調査して情報提供を行うなど理解を求めるとしていましたが、現在、移転工事中の若宮駐車場内には貸駐車場の看板が設置されており、月極駐車場の設置と関係があるのかお伺いします。

4点目、ハートピア古川等周辺施設の専用駐車場について。ハートピア古川等周辺施設の利便性確保のため、以前は専用駐車場を設けることも検討されていたかと思えます。現在もその方針に変更はないかお尋ねします。専用駐車場を整備する場合、ハートピア古川の建物の周囲について整備工事をするようになりますが、防災備蓄コンテナの設置場所等、見直しを含めて、今後の方針についてお伺いします。

5点目、上気多・中気多踏切の拡幅について。若宮駐車場から古い町並みにある市街へ行く上で、JR高山本線にある上気多・中気多踏切を利用することになりますが、自動車の往来がある場合は、歩行者は自動車の通過を待つか、自動車が歩行者の安全な通行のために待機するという状況にあります。近年は押し車の高齢者やシニアカー、大きなスーツケースを持った外国人観光客の姿も増え、踏切内での自動車と歩行者の接触の危険性も感じています。駅東大規模開発を機に、農免道路沿いに歩道が設置され、周辺環境が整備されることになるとは思いますが、その一環として踏切の拡幅により、歩行者の専用通行帯を設置することを検討できないか、JR側との協議の可能性をお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

森基盤整備部長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは若宮駐車場と周辺環境についてのご質問のうち、道路に関する1点目と5点目についてお答えいたします。

まず、1点目の駐車場利用者の安全確保についてお答えします。新若宮駐車場は、既存の若宮駐車場の代替えとして開発事業者において現在整備が進められており、駐車車両は既存駐車場と同等以上の台数を確保する計画としております。新若宮駐車場の利用者が古川市街地へアクセスする際には、ご指摘のとおり市道上気多・杉崎線を横断する必要があるため、交通安全対策を総括し、横断歩道の設置者である岐阜県公安委員会及び開発事業者と事前協議を重ねた結果、既存交差点との距離等も勘案して、古川町公民館交差点と上気多交差点の間に位置する飛騨市美術館前交差点において、横断歩道を1か所設置する計画としました。併せて、その先の美術館からハートピア古川へ通ずる市道若宮7号線においても歩道整備を計画しており、飛騨市文化交流センター横通路を經由してJR跨線橋及び市道中気多線へ歩行者を誘導することにより、中心市街地への安全な動線を確保する計画としております。

今後、新駐車場が完成し運用が開始された際には、利用状況を経過観察しながら、必要に応じて関係機関と連携し、引き続き交通安全対策に努めてまいります。

次に、5点目の上気多・中気多踏切の拡幅についてお答えします。現在の若宮駐車場が移転し、商業施設が営業開始になる際には、通行車両、歩行者ともに増加が予想されることから、市道上気多・杉崎線については令和4年度より歩道整備に着手し、現在鋭意施工中です。JR上気多踏切につきましては県道鼠餅古川線内にあり、JR中気多踏切につきましては市道中気多線内にありますが、県道を管理する岐阜県古川土木事務所にJR上気多踏切の拡幅の可能性について確認したところ、踏切を拡幅する場合にはJR側からの条件として、市内に設置されている他の踏切の封鎖及び縮小の提示や、踏切前後の道路用地の取得など歩道整備の見込みについての提示を求められる可能性があるため、当面は実施困難とのことでした。

また、両踏切はともに飛騨古川駅に近いことから、線路を分岐させるポイントと呼ばれる設備など踏切関連施設が多く設置されていることや、踏切を渡った先には集合住宅や店舗等があることから、設備や建物の移転など多額の移転補償が想定され、事業実施への大きな課題となっております。

今後の通行車両、歩行者に対する安全対策につきましては、駅東開発が完了した後、周辺交通環境の変化を見定めながら検討してまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、私からは2点目、3点目、4点目のご質問についてお答えをいたします。

まず、2点目の建設予定の商業施設の駐車場整備についてお答えいたします。駐車スペースの確保を含め、駅東開発事業に関するあらゆる課題等につきましては、定期的に開催しております飛騨古川駅東開発定例会議の中で協議を行っており、商業施設利用者のための駐車場につきましても、開発者側で交通量調査を行った上、経済産業省の指針に基づき試算した必要駐車台数約135台程度を収容できる駐車場を整備する予定であると伺っております。

なお、今後交換する予定となっております新若宮駐車場につきましては、現駐車場と同様の利用となることを想定しております。現在の実態といたしましては、平日は事実上市職員の駐車場として利用されておまして、それ以外は公共無料駐車場として周辺の施設利用者や観光客が利用するという状況になっております。

次に、3点目の月極駐車場の廃止についてお答えいたします。若宮駐車場の月極区画につきましては、令和4年3月末をもって月極契約を終了させていただいております。現在は全ての区画が無料駐車場のみの運用となっております。今後は、新若宮駐車場との交換のタイミングで飛騨市駐車場条例にあります若宮駐車場の有料区画を廃止させていただきたいと考えております。また、交換後の新若宮駐車場につきましても、先ほどお答えいたしましたとおり現駐車場と同等の利用を考えておりますので、全て無料駐車場として利用していただく予定です。なお、現在移転工事中の新若宮駐車場内に設置してあります貸駐車場看板につきましては、開発事業者であり、現在の土地所有者でもある株式会社東洋に確認いたしましたところ、工事車両等を駐車したり、工場の移転に伴い設備業者や社員等が利用するための駐車スペースとして設けているとのことでしたので、月極駐車場の設置とは関係ありませんのでよろしくお願いいたします。

次に、4点目のハートピア古川等周辺施設の専用駐車場についてお答えいたします。ハートピア古川や飛騨市美術館等、周辺施設利用者の駐車場につきましては、ハートピア古川に隣接する株式会社東洋の現工場敷地に30台以上の専用区画を設けるよう調整されておまして、高齢者や幼児、障害者等、周辺施設利用者の安全に配慮された計画となっております。また、防災備蓄コンテナにつきましては、既存の設置場所が新たに建設される商業施設の入り口付近となり、開発者側からコンテナの移動について要望がございましたので、関係課及び飛騨市文化交流センターの指定管理者と協議し、適切な場所へ移動するよう見直しを行う予定です。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○1番（佐藤克成）

1点目について、基盤整備部長から答弁いただきました。それについて1点、再質問をさせていただきます。現在、古川町公民館と株式会社東洋の高山側にある信号機の間あたりに横断歩道を新設されるという計画を説明いただきましたが、今建設中の新若宮駐車場は道路を隔てて袋地のような形になっております。今、駐車場に山崎排水路という大きな水路が通っていると思いますが、そちらを暗渠にした上で歩道を確保すれば今ある2つの横断歩道に誘導ができ、それぞれ中気多踏切、上気多踏切に誘導することができます。

今の計画ですと、どうしても跨線橋を利用して市街地に行っていただくということですが、跨線橋にはまだエレベーターも設置されてないですし、どちらかという平坦なルートを誘導できたほうが利便性がよろしいのかなと思いますが、用水路の上に歩道を整備する検討はなかったのでしょうか。お伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

山崎排水路を暗渠化するというご提案ですけれども、山崎排水路は水路幅2メートル、深さも2メートルぐらいでかなり大きな水路になっています。水路に蓋をかけるような形で、縦断的にそれを全部暗渠化するという事は、蓋も相当な重量のものになります。2トン近くのものがかかっていくということになりますので、一度蓋をかけると再び開けることはできなくなるような形になります。排水路の維持管理、土砂上げとか、あるいは内部の補修をしようとしたときに暗渠になっていると全く維持管理ができなくなってしまうという恐れがあります。万が一、水路が詰まったりしたときには、その対応がすぐにできなくなるという問題点がありますので、まず、山崎排水路のさらに民地側に歩道をつけるという形になろうかと思えます。その場合には用地買収をして、建物移転も含めた補償も必要かと思われまます。そこまでの対応は費用もかかりますし、時間もかかりますのでなかなか難しいというふうに判断をしております、横断歩道で横断させるというのが今のところ最も安価で適切な方法ではないかと考えております。

○1番（佐藤克成）

山崎排水路を見てみますと暗渠化されているところはなく、土砂上げだとか、用水路の維持管理に暗渠化するという事はデメリットがあるということをお伺いしました。また、横断歩道の設置が一番安価だということも理解するところでありますが、もともとの若宮駐車場の舗装費用6,000万円を浮かせる、そういった市にとってのメリットもあった中での移転工事で、それ以上に費用のかかる暗渠化工事、用地買収、そういったところはなかなか踏み込めないところかなとは思いますが、普段近くに住んでおまして、毎日のように該当区間は車で通るんですけれども、平日は市職員駐車場になっているというところなんですけれども、横断歩道がある場合は車の側が一時停止をしなければいけないというところで、職員の駐車場として利用されるということであれば、その時間帯は通勤する自動車が農免道路を頻りに往来しているわけで、職員の駐車場に限ったとしても、やはりその時間帯というのは交通の往来に支障が出てきます。休日の場合は飛騨市への来訪者を、頻りに車が行きかう農免道路を横断してもらおうということで、少し安全性に懸念するところがあります。

水路の管理で市か県かというところで、管理上の問題で暗渠化ができないとか歩道を整備することができないのかなと思っていたんですけれども、一番は費用の問題ということであれば、今後、新若宮駐車場が新しくできるわけですので、幅広く使っていただくためにも機能的に不備のないような駐車場を整備いただくのが一番だと思います。自分は今の答弁を聞いても、横断歩道の新設というのは懸念するところがあります。今もう工事が進んでいるところなんですけれども、急遽の事業変更になるかもしれないですけど、横断歩道の新設を見直して、駐車場側に歩道を整備するよう再度検討いただくことは難しいでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

信号機のない横断歩道になりますので、ドライバーが本当にそこでスピードを落として徐行し

てくれるかというところは、ドライバーのマナーによるところもありますので、議員ご指摘のように安全対策としては少し懸念されるところもあるかとは思いますが。まずは、今設置しようと計画している位置で横断歩道を取り付けて、そこでしっかりした安全対策をまずやってみることが必要かなと思います。交差点の部分になりますので、交差点のところを着色したり、横断歩道の前後に注意喚起の看板をつけたりしながら徐行をしてもらえるような対策をまずやってみることが1つかと思います。その状況を見ながら駐車場側に歩道をつけなければならぬというような状況になれば、またその時点で考えていきたいと思っています。議員が言われました山崎排水路を暗渠化するということは、私は基本的には原則としてやるべきではないと思っていますので、歩道をつけるのであればしっかり用地買収をして、しっかり補償をして、それが終わった後に歩道整備ということになってくるかと思っています。

○1番（佐藤克成）

経過観察をしていただいて、横断歩道の利用者の安全が保たれるようにやっていただきたいなと思います。

もう1点、踏切の拡幅工事についてですけれども、他の事例を見ていますと、踏切周辺の環境整備をするとどうしても地元の要望として踏切の改修を希望される事例がありまして、その際に鉄道会社と交渉する中で他の踏切の縮小だとか、廃止だとか、そういった交換条件が出てくるところが自分の調査している中でもありました。今回も交換条件が求められていて、用地的にも鉄道設備の重要なものが近接しているというところでなかなか難しい面もあるかと思うんですけれども、今見ていますと、踏切のほうはそこに至る道が市道ということで歩道も片側に整備されているところですが、見てみますと中気多踏切でどうしても狭まってしまうところが非常に残念だなと思っておりました。

上気多踏切については頻繁に自分も利用するんですけれども、踏切で歩行者が自動車の往来に遠慮してしまって、車が過ぎ去ってから踏切を利用しないといけないというような状況が固定化されてしまっているので、今回、拡幅工事の可能性についてお話させていただきました。JR側と協議をした上で、改修の実現性はゼロではないというふうに受け止めたのですが、再度今後JR側と交渉して検討していただくということによろしいでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

中気多交差点の踏切の部分は、確かに手前まで歩道ができていて、そこからしぼんでいるので歩行者の通行が安全にはなっていないなと実感しております。ただ、踏切を渡った反対側に家屋が建ち並んでおりますので、その家屋の建物移転がどうしても必要になってきます。家屋の移転の交渉をして用地をまず確保して、その見込みがついた後にJR協議ということになります。JRとの協議はまだ今のところやっておられませんけども、県道神岡河合線が杉崎太江バイパスの整備を今県で進めていただいておりますけど、その部分も踏切が大きな課題となっております。その例を見ますとJR協議は難しい課題がたくさんあるということは実感しております。まだJR協議に至るまでの検討の段階ですけども、確かにあの踏切の歩道は必要であると思っておりますので、今後、検討は進めてまいりたいと思っています。

○1番（佐藤克成）

引き続き懸案事項ということで部内のほうで検討いただければと思います。

ハートピア古川専用駐車場を今の東洋の敷地の一部に移転するというので、そちらのほうは敷地を一部購入するという形で工場側所有者と進められているのか、商工観光部長にお伺いしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

ハートピア古川等の市の施設の駐車場につきましては、今の交換に合わせて現在の若宮駐車場と同等以上の台数になるところで調整しておりますけれども、その一連の中で30台程度確保ことはほぼほぼ確定して場所も大体決まりつつありますので、そういうことでよろしくお願いたします。

○1番（佐藤克成）

最後の質問なんですけれども、令和3年11月に全員協議会を開かれて、この若宮駐車場の土地交換について議員に説明がありました。その時点では、遅くとも令和4年9月頃には駐車場条例の改正案が議会のほうに示されるというような資料を目にしました。その頃からの工事計画からしますと2年ほど駐車場の工事が遅れておりますが、そういった工事の遅れの理由と駐車場条例の改正案の上程がいつ頃になるのか、最後にお聞かせいただければと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

工事の遅れにつきましては、株式会社東洋の移転に関する諸々の工程が当初より遅れてきたことと、駅東の開発計画がいろいろ固まっていない部分があって遅れてきたことなどによって、当初、全員協議会でお話をしたときよりも時期が遅れているということですので、うちのほうも交換するに当たり、交換先の新若宮駐車場がはっきりと駐車場として整備をされているというところが明らかになった時点で条例改正、そして土地等の交換の具体の手続きに入るということでお話をしております、もうじき駐車場のほうをご覧のとおり整っていきますので、現在のところは12月の議会で条例改正などの提案をさせていただく予定であります。

○1番（佐藤克成）

大変よく分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。飛騨市育英基金貸付について。最近の話なんですけれども、厚生労働省が発表した人口動態統計によると2024年1月から6月生まれの赤ちゃんが前年度同期比で5.7%減の35万74人だったということです。2024年の下半期の出生数が劇的に改善しなければ、通年で過去最少を大きく更新し、初めて70万人を割り込む可能性があります。このように予想を上回るスピードで人口減少が進んでおります。今や大学進学率は6割弱に上り、子を望む夫婦にとって子供の大学進学を想定した家計のやりくりが必要になってきています。子育てに係る経済的負担の大きさは産み控えを誘引し、出生数の減少に影響していると感じています。飛騨市内においても、大学進学を希望する生徒を持つ保護者から支援制度の拡充を望む声があります。

そこで次の2点についてお伺いいたします。

1点目、育英基金貸付状況は。これまでの貸付総額、利用者総数、近年の1年度当たりの貸し付け希望者のうち貸し付けに至った人数、貸し付け原資となる基金の積み立て方法、償還が減免になる条件と近年の対象者の数についてお伺いします。

2点目、貸与月額の上限見直しは。大学授業料の値上げの動きや物価高騰による生活費の上昇、親の仕送り額の減少傾向の中、飛騨市育英基金による貸し付け金額は国立大学の年間授業料を賅えるほどの金額であり、一部の人はほかの奨学金も併せて受給していると思われます。貸与月額の上限見直しや入学金等の支払いのために、新規貸し付け年度における一時金の上乗せの検討についてお考えをお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、飛騨市育英基金貸付の1点目、育英基金貸付状況についてお答えいたします。飛騨市育英基金は、能力があるにもかかわらず経済的な理由により修学が困難な優れた高校生、専修学校生、大学生に無利子で貸し付けをしており、就学の期間が終わりましたら1年間の据え置き期間の後、返済していただくこととなっております。貸与月額の上限は5万円で、年間60万円、4年制大学ですと240万円、医学部や大学院進学などを踏まえて最大で360万円を限度としております。また、返済に関しましては最長で貸付期間の3倍の期間以内で返済していただいております。例えば4年制大学ですと240万円を最大12年で返済することとなり、月々の返済額はおよそ1万6,000円となります。なお、個々人で返済計画を立てていただき、期限内であれば返済時の所得や状況に応じて短期間での返済も含め柔軟な返済方法を取れるようになっております。

飛騨市育英基金の貸し付けの状況についてですが、直近の令和5年度末時点の状況でお答えします。貸し付けの総額は2億74万8,000円で、人数内訳として30名に貸し付けているほか、償還据え置き期間等の方が20名、償還中の方が133名、合計183名の方がご利用されております。

令和5年度の新規貸し付け申請者は6名で、選考委員会の結果を受け6名の貸し付けが決定されました。

貸し付け原資は飛騨市育英基金で4億5,000万円ですが、無利子での貸し付けであることと免除型の利用者がいらっしゃいますので、令和5年度末では4億4,061万円と目減りをしております。貸し付け総額が2億74万8,000円ですので原資の半分弱の利用率となっており、貸付金の余裕は十分にあるものと考えております。

また、減免となる条件ですが、生活困窮世帯の方に免除型という形で貸し付けを行い、返済する際に就職して飛騨市内に居住している場合は全額免除、就職したが市外に居住している場合は半額の免除となっており、今年度償還していただく方のうち全額または半額免除となる方は13名となっております。

近年の減免対象者の人数については、令和4年度の新規貸し付け者9名のうち、償還免除型として貸し付けている方は3名。令和5年度は新規貸し付け者が6名で、償還免除型の方は1名。令和6年度の新規貸し付け者は23名で、償還免除型の方は12名となっております。

2点目の貸与月額の上限見直しについてお答えします。現在の貸与上限は月額5万円となっております。また、議員ご指摘のとおり飛騨市育英基金は日本学生支援機構の奨学金や他の奨学金制度との併用が可能となっております。飛騨市育英基金は返済が前提となっておりますので、利用希望者には返済する際の状況を十分に踏まえて貸し付け金額を決定していただくようにお伝えしております。上限額を上げることは返済する際にも負担となってまいりますので、そういった点も踏まえながら継続する物価上昇の状況や授業料の動向、他の奨学金の動向などを踏まえて、上限額の見直しについては検討してまいりたいと存じます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○1番（佐藤克成）

大変よく分かりました。1番目の細かい数字を聞き洩らしたところがあるんですけども、1点お伺いします。基金の積立方法について、現在4億5,000万円近くあり、その後、貸し付け金額が半分の2億数十万円ということで十分に貸し付け余力はあり、基金の積み立ては近々に考える必要はないのかなと思いを安心しました。

平成29年度から返済免除型の制度を新たに設けられて、過去直近3年間でも半額免除や全額免除の対象者が割と一定数いらっしゃるということですが、他の市町村の育英基金貸付制度を見ていっても、飛騨市にあるこの免除型というものは非常に恵まれております。なかなか他の市町村に例がないところなんですけれども、今後も継続して免除型の対象者が増えると、基金の目減り、毀損につながると思うんですけども、今後も継続して免除型のほうは続けられる予定なのかお伺いしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今後もこの制度を続けてまいるのかということですが、やはりこの制度は飛騨市の将来を担う生徒、あるいは生活環境といいますか、ちょっと資金的に苦しい方を救済するというので高い効果があると思いますので、続けてまいりたいというふうに思っております。

○1番（佐藤克成）

確認ですけれども、これは学生本人が借りる奨学金ということで間違いないでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

そのとおりでございます、実際には親御さんと相談されたりしているんですけども、基本的には将来ご本人が償還をしていくということの立てつけとなっております。

○1番（佐藤克成）

大学進学時には家庭状況を見て貸し付け基準に満たすのであれば、そういった家庭に貸与するというのはすばらしいものかと思うんですけども、通常はご本人が就職後の給料でもって返済をするというのが普通のことだと思うんですけども、就学を終えてもなお、免除型に該当する世帯に対してそういった特別な免除特例を設ける必要があるのかなと疑問に思うところがあるんですけども、他の貸与を受けている人とのバランスを考えると、そこまで配慮する必要があ

るのかどうかお考えをお伺いしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

貸し付けについては個々のいろいろなパターンがあると思いますので、そこについてはいろいろなご事情もあるかと思えます。今後そういう意見を伺う機会があれば取り入れるなり、検討するなり、少しでも飛騨市の進学を希望する方の援助の形になるような奨学金制度にしていければいいのかなと考えております。

○1番（佐藤克成）

2点目の月額貸与の上限見直しについて、前向きな金額についてはお答えいただけなかったのかなと思うんですけども、他の奨学金も併用できるということで、自治体を用意している育英基金の貸与月額平均的には飛騨市は十分あるほうだと思うんですけども、中には無利子というところもあります。近年、子供が減少して、大学に進学する子供が減少するに当たって、1人当たりにかかるコストというか、市が用意できる資金というのも余力があるのかなと思います。

保護者は自治体の用意した育英基金に期待するところが大きいと思うんですけども、ちゃんと返済をしていただくという前提で、もう少し貸与月額の見直しですとか、あとは入学金の支払いに対応したりだとか。どうしても進学1年目は2～3年生と比べると出費が重なりますので、そういったところでより手厚い貸し付け制度になればなと思うんですが、具体的には引き上げというのは難しい状況でしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

現在、進学の場合は月額5万円ということで先ほどご回答させていただいたんですが、それを上げるというようなことをおっしゃっているのかなというふうに思います。確かにいろいろアンケートで実態をお聞きしますと、ほかにも複数奨学金を借りているというようなことがございます。

6万円、7万円と仮に上げた場合でも、結局は返していただかなければならないものですから、その辺のバランスで現在は5万円というようなところがあります。上限を上げたとしても、ゆくゆくは将来を見込んで返していただく、無理のないところの返済計画を考えていただかなければならないということも踏まえて、物価の上昇とか大学の授業料が上がってくることも十分にわかっているんですけど、その辺は返済のことも考えていただいて、今後検討していければいいかなと思っております。繰り返しますが、やはり返済が前提ですので、その返済がしにくくなるような金額になりますとご本人の負担も大変ですので、現在のところは5万円とさせていただいているところです。

○1番（佐藤克成）

個人的な話で恐縮なんですけど、自分もなるべく親に負担をかけたくないということで大学のほうには日本学生支援機構の奨学金を第1種、第2種と併用させていただいて、満額近くの10数万

円を背負って大学を卒業して今返済中なんですけれども、上限金額を上げた場合、その範囲内で家庭の経済状態ですとか将来の返済負担とかを考えて選べるようなことも考えられますので、引き上げたからといって借りる本人の判断に任せるということも可能かなと思いました。

次の質問に移りたいと思います。奨学金返済支援について。奨学金返済支援補助金とは、U・I・Jターンを促進し、定住人口の増加を図るため、大学等を卒業後に返還支援実施自治体に住所を有し、就労を開始したものに對し、大学等の在学中に借り入れた奨学金の返済の一部について支援を行うものを想定しています。近年、奨学金返済支援事業に取り組む自治体が増えております。1点訂正なんですけれども、通告書に「白川村」とあげさせていただいておりましたが、こちらは「白川町」でございます。実際には、飛騨地域では高山市、下呂市が既に実施しているということでございます。また、美濃市においては今年度から支援を開始しました。飛騨市においても同様な支援を行うお考えがないかお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、奨学金返済支援補助金の検討についてお答えをいたします。議員ご指摘の返済支援補助金については、飛騨市育英基金貸付生地元就職補助金として平成26年度まで実施してまいりました。平成27年度からはUターンだけではなくIターンやJターン、高校を卒業してそのまま就職する地元の方も含めるために、飛騨市就職奨励金交付事業という新たな制度として育英基金事業とは分ける形となりました。

飛騨市育英基金では、生活困窮世帯を対象に免除型の貸し付けを行っておりますが、4年制大学で240万円、大学院等進学で360万円となる奨学金が免除となるのは非常に大きな支援制度であると考えております。この支援制度により、生活困窮世帯の方においては経済的な心配はもとより、地元を離れ1人進学をすることや就職後の返済への不安などの軽減にもつながっていると考えております。

地元への定住促進としては、Iターン、Jターンや地元就職も対象となる就職奨励金事業とし、育英基金制度は本来の目的である就学支援として分けて実施するものと考えております。

現在、子育て応援課が主体となりまして、子育てにおける困り事のアンケート調査を実施しております。そのアンケートの意見の結果を踏まえて、今後の支援の方法について等々を検討してまいりたいと思います。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○1番（佐藤克成）

少し理解できなかった部分があるんですけども、以前は飛騨市で奨学金返済支援事業を行われていたが、今は行われていないという理解でよろしいでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

そういう捉え方で結構でございます。

○1番（佐藤克成）

一度大学進学を機に地元を離れた学生らに対して、もう一度地元目に向けてもらいかけになると思いますし、進学した学生の就職先ですとか、居住先のアンケートを見ますと、県外就職だとかそういった割合が圧倒的であります。なかなか地元就職を考えて進学する学生はほとんどいらっしゃらないという厳しい現実があると思います。

こうやって一般質問で取り上げさせていただいたように、他の市町村とか、三重県、岐阜県で同様な取り組みを新たに始めておりますが、県全体ではなく飛騨市に帰ってきてもらうという取り組みが飛騨市独自に必要な時代になってきていると思います。今後も検討いただけるということでご答弁いただきましたので、引き続き返済支援事業の制度化に向けて検討いただければと思います。私の質問は以上になります。ありがとうございました。

〔1番 佐藤克成 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で1番、佐藤議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時5分といたします。

（ 休憩 午前10時57分 再開 午前11時05分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

4番、水上議員。

〔4番 水上雅廣 登壇〕

○4番（水上雅廣）

最初の登壇がフレッシュな方でしたからロートルですけどお許しをいただいて、なるべくフレッシュに質問をさせていただきたいと思います。早速質問をさせていただきます。

旧朝開町農産物直売施設の跡地利用についてということで、幾つかお尋ねをしたいと思います。この施設の跡地利活用について、市が直面する課題解決に資する有効利用を図りたいということで土地利用事業者を公募することとして、今回関連の予算も計上されております。そのことに関連して、幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず1つ目ですけれども、吉城製糸工場煮繭場記録についてですけれども、これは一応記録としてはしっかり残しておきたいということで作成をされたのではないかなと思いますけれども、これの扱いについては今どのような扱いになっているのかお尋ねをしたいと思います。

それから2つ目、サウンディング型市場調査についてですけれども、昨年8月にサウンディング型市場調査が行われ、3社から提案があったと。より具体的な利活用について、さらなる提案を募集するためということで第2回目の募集をされました。その結果の公表というのはされてあ

るのでしょうか。また、サウンディング調査時の市が想定する事項の中には「当該土地は事業用定期借地権による貸し付けを想定している。」ということであったんですけども、今回の募集では有償譲渡を前提としているような説明であったように思います。このサウンディング型市場調査からどういったことが得られて、また、貸し付けから譲渡に考え方が変わった理由についてはどういったことなのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから3点目、用地についてですけども、今回用地測量を実施するということでもありますけれども、先に市が取得する際に、そのときは実測ではなかったということなののでしょうか。今回の測量結果で、例えば面積が変動したといったときに、そういったことは何ら問題がないということで捉えておいてよろしいのでしょうか。あと、ちょっと心配なのが、市民の皆さんからも聞くんですけども、こうした施設の跡地を活用されるときに、転売目的でやられてしまう心配はないのか。その辺りもお聞かせいただきたいと思います。

それから4点目、検討委員会についてですけども、これの公募に当たっては市内の様々な分野の方々、商工関係ですとか観光関係、福祉関係、農林関係、教育関係、こうした方々から幅広く検討委員会に加わって配っていただくというような説明でありました。検討委員会の役割は、有効活用案の洗い出しだけで終わってしまうのか。どうなんでしょうか。この委員会の開催回数ですとか、委員数はどのように予定されているのか。また、その方々については公募をされるのか。職員としてこの委員会にはどのように携わっていかれるのか。委員会の中には世代、それから男性や女性、こうしたバランスも考えていただいて委員構成を図っていただきたいと思うわけですけども、そうしたことについてはいかががお考えなのか伺わせていただきます。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは1点目の吉城製糸工場煮繭場記録作成後の取り扱いについてお答えをいたします。

初めに、改めて吉城製糸工場煮繭場の記録作成に至った経緯から申し上げます。当該施設はかつて明治から大正にかけ、飛騨地域の製糸産業を支えてきた製糸工場煮繭場及び守衛所でした。近年は農産物直売施設として利用されておりましたが、令和4年7月に道の駅アルプ飛騨古川に新築されました飛騨産直市「そやな」に移転したことから、現在は空き家、空き地の状況となっております。

しかし、当該施設は地域のシンボリックな建物とも言え、その構造もトラス構造や架構が特徴的であることから、文化財、産業遺産、建築物といった側面から検証が必要ではないかとの意見があり、令和4年11月に専門家、市内建築士会及び関係部署の職員を委員とした飛騨市有建築物検討委員会を開催し、評価をお願いいたしました。

その結果といたしましては、文化的にはこの地域の主要な経済基盤の1つであった製糸産業遺産であり、十分な文化的遺産である。また、建築的には複雑な屋根形状を代表する乗り越し屋根であり、変形的な合掌トラス構法は、極めて特殊な架構とまでは言えないが事例としては少ないとのことでした。

一方で、産業遺産としては小規模すぎることや、建築基準法への適合工事、文化財的な修復方

法など、大きなコストが予想され、費用対効果を考えると保存や活用をするには厳しい現状であることも指摘され、最終的に存続、解体、移築、いずれにしましても製糸産業歴史的遺構として当該建物の概要を後世に伝えるため、図面、写真などによる記録の作成は必要との意見をいただいたところです。これを受け、令和5年度に「実測図面及び概要記録」を作成したところでありまして、記録は現在飛騨市図書館にて蔵書管理され、誰もが閲覧できるよう取り扱っております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは旧朝開町農産物直売施設跡地利活用のうち、2点目から4点目につきましてお答え申し上げます。

まず最初に、2点目のサウンディング型市場調査についてですが、これはより効果的で実現性の高い活用方針を検討するに当たり、民間事業者のアイデアやノウハウを公募条件等に積極的に活用するため、昨年8月と11月の2回、調査を行いました。1回目は3事業者から、2回目は2事業者から、それぞれコンビニエンスストアやビジネスホテル、賃貸住宅や短期宿泊施設を核としたテナント等との複合施設などのご提案をいただき、その結果をホームページで公表いたしました。

当該土地は、もともとは「公有地の拡大の推進に関する法律」による先買い制度を活用しまして取得している土地であるため、市が所有権を有しながら民間貸し付けや官民共同により利活用できる方法を想定しておりました。しかし、なかなか机上の調査だけでは公拡法の制限をクリアする方法を見いだすことができず、本年5月に公拡法所管である国土交通省へ相談に伺いました。

その結果、基本的には相当の公共性、公益性を有する目的のための使用に制限されているものの、平成18年に法律が改正され、取得した日から起算して10年を経過した土地で、将来にわたり公共公益施設に供する見込みがないなどの一定の要件を満たす場合には、内閣府が認定する地域再生計画に掲載することで公共公益施設以外での活用が認められることになっているとのことでした。そして、全国でもそういった事例があることを教えていただいたところでございます。これを受け、市で改めて全国の事例を調べたところ、認定地域再生計画に掲載し、土地の有償譲渡を前提として民間の企画力や資本力を生かした土地利用をしている自治体の例が複数ありました。これを踏まえ、民間への有償譲渡とする方針に変更し、民間の資金やノウハウをもって市が直面する課題解決に資する有効活用が図られるよう公募をすることとしました。

次に、3点目の用地についてお答えいたします。当該土地は平成20年1月に新たな飛騨市の玄関口として、また、観光拠点の施設整備を目的として、土地は購入、建物は寄附にて取得しており、当時、土地については登記簿面積で購入しております。

今回の用地測量は、公売を行うに当たり用地境界を確定し面積を確定させるために必要な業務であることから行うものでございます。なお、その結果、現在の登記簿面積と実測面積に差異が生じた場合には、地積更生により登記簿面積を修正して公売にかけるため問題はありません。また、転売については公募をかける際の要件に転売の禁止を付すとともに、売買契約の条項にその

旨をうたうことでその心配はありません。

続いて、4点目の検討委員会についてお答えします。当該土地は国道41号線沿いの飛騨市の西の玄関口に位置し、立地条件のいい場所であることから、公募に向けて検討委員会を立ち上げ、商工関係や観光関係、福祉関係、農林関係、教育関係、子育て世代など様々な分野の方々に参画いただき、幅広くご意見をいただきたいと考えております。

検討委員会の役割としては、市が直面する課題や課題解決に資する有効活用案の洗い出しのほか、公募内容の確認や事業候補者の審査、提案内容の精査を行っていただく予定としております。委員は10名程度を想定しており、公募ではなくこちらから各分野を代表する団体等に委員就任を依頼することとしておりますので、団体等の人選により男女や世代のバランスは必ずしも図れない場合もあるかもしれません。なお、市役所職員は委員会には加わず、事務局として検討委員会を運営していく予定です。また、会議は事業候補者と事業内容の決定まで、4回から5回の開催を予定しております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○4番（水上雅廣）

製糸工場について、初めから説明をいただきありがとうございました。そういうことで取り組まれてきて、図書館に置いてあると。皆さんに見ていただける機会を増やしていただければありがたいなと思います。それはそれでしっかり作ってあることを確認させていただきました。私はまだ見たことがなかったものですから、今度改めて見させていただきたいと思います。

サウンディング型市場調査のことについては、2回やられたと。2回目の結果はホームページ上で公表されてありましたか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

1回目も2回目もホームページのほうで公表しております。ただ、私どものほうで以前調べたところ、ホームページにあげていたんですけど、どちらか片方だったと思うんですけども落ちていたものですから、再度あげさせていただいておるところでございます。

○4番（水上雅廣）

私が見たときには1回目の公表結果で、その中で2回目ということがあって、建通新聞というものがあるんですけど、そこで2回目飛騨市でこういうことがなされましたというものが出ていまして、そうなんだと思って改めて質問をさせていただきました。その中でいろいろな施設があがってきたと。ただ、そういったものでは十分ではないというご判断なのか、もう少しちゃんと中身を検討したいということなのか。このサウンディング型市場調査の結果というのは、今度つくられる検討委員会においては何か参考にしていくとか、そういったことはお考えなんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

今まで2回、サウンディング型市場調査を行ってきたんですけども、いずれもどちらかという土地の利便性に重きを置いたような形での提案でございました。今度行う委員会等につつま

しては、今予定しているのは飛騨市の抱えている課題をそれぞれの分野の方から洗い出しをしていただきながら、かつ、それに対してどういった利活用の方法があるのかということも踏まえて様々な声をいただきたいと思いますと考えております。

○4番（水上雅廣）

そうしたことで検討委員会をおつくりいただくということで承知をしました。そういったことであるので、余計に先ほどの質問をさせていただいたわけですが、なるべく幅広く、公募ではなくて市から依頼をされるということですからなおのことなんですけど、そういう委員会の構成ってあまり世代を意識されずにやるんですけど、結局こういったことを将来的に背負っていく世代は私たちよりもずっと若い世代が背負っていかねばならないんだと思う。そうすると、そうした世代の方や男女も含めて、ちょっと検討して委員構成を図っていただければいいのかなと思うんですけど、あえてもう1回、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

先ほど各団体等、少しご説明をさせていただきました。今回こういったことを踏まえて、既に依頼へ行っている団体もあるんですけども、今各団体のほうへ依頼へ行っております。そういった中で、私どももまさしく議員と同じようなことを思っているところもありまして、いわゆるこういった会議に出てくれと言われると、割とそこの団体の代表の方に出ただけのことが多いんですけど、今回はそうではなくて、できるだけ例えば若い方であるとか、事務局の女性の方であるとか、そういった形で議員がおっしゃられたように世代間であるとか、男女であるとか、当然、そこの団体には男性しかいないとか女性が多いということもあると思うんですけども、そういった中で男女比を図りながら、もう一方では世代間を図りながら、できればこういった方を出していただきたいというようなことでお願いしながら歩いているところでございます。

○4番（水上雅廣）

先ほど答弁していただきましたけども、この検討委員会は最終的に公募の審査まで受けられるということですから、構想の段階と審査の段階で知識といいますか、そういったことも違いが出てくるので委員の構成というのも難しいかなというふうに思うわけですが、その辺はぜひ考慮をいただいて委員会の開催に挑んでいただければありがたいなと思います。

それと用地についてですけども、転売は禁止の条項をつくってやられるということですけど、例えば買い戻し特約のようなことを登記簿上でつけるというお考えはないですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

現在買い戻し特約まで議論してないので、そういったものを入れた場合のよしあしであるというか、効力も含めてそこまでにはしっかり議論していきたいと思っております。

○4番（水上雅廣）

せっかく有効活用に向けてやられるわけですから、その辺りもぜひ念頭に置いて事業のほうを進めていただきたいと思います。

それでは2点目のほうに移らせていただきます。地域脱炭素化の推進事業について伺いたいと思います。地域の脱炭素化を通じ、「豊かな自然と調和した持続可能なまち」を実現していくためには、市民・事業者・行政が一体となって着実に推進する必要があります。また、官民連携による情報交換・意見交換の場を継続的に開催するとともに、専門家による伴走支援のもとで、計画・構想のステージへと踏み出すことができる実働体制の構築を図るということで、今年度グリーン専門人材の活用、それから脱炭素推進協議会の設置をした2事業が実施をされておりますし、予算も付けられているということなのでお伺いをしたいと思います。グリーン専門人材の活動状況、それから脱炭素推進協議会・ワーキンググループの取り組み状況。こうしたものは現状でどのように進んでいるのかお伺いをしたいと思います。こうした事業を通じて、特に市民や事業者が「豊かな自然と調和した持続可能なまち」を理解し、行動し、協力していけるように、こういった専門人材あるいは協議会を通じてどのようにリードしていこうと考えているのか、改めて伺いたいと思います。脱炭素はしっかり取り組むべき事項であるということは皆さん認識されてはいますけれども、積極的に推進していけるようにメッセージを期待したいなと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

私からは脱炭素社会実現のための体制整備について答えさせていただきます。

市では令和5年度に市内のCO₂排出量の現状や再生可能エネルギーの導入可能性を整理し、将来のCO₂排出量の削減や再エネの導入などについて、推進に向けた重点的な取り組み分野を整理した大枠のフレームとして「飛騨市脱炭素推進ビジョン」を策定しました。策定に当たっては、市民、事業所、関係団体、行政で構成した脱炭素推進協議会において意見交換を重ねながらまとめたものです。

本年度は市内の脱炭素化への具体的な取り組みの検討を進めておりますが、取り組みの推進に当たっては、脱炭素に関する豊富な知識と情報が必要であることから、昨年度に続き内閣府のグリーン専門人材制度を活用し事業を進めております。グリーン専門人材は民間企業から派遣を受け、環境課で脱炭素推進マネージャーとして常勤で務めていただいております。省エネや再エネに関する施策の検討のための情報収集と技術的提案などの支援、市有施設の省エネ化計画の立案補助などのほか、脱炭素推進のためのワーキンググループの運営支援や、市民や事業者向けの啓発イベントの企画運営など幅広い活動を行っています。

また、脱炭素ワーキンググループにつきましては、協議会から派生した形で、省エネ、再エネ、EV化、木質バイオマスとJ-クレジット、普及啓発の5つのテーマについてワーキンググループを設け、協議会の委員を中心に脱炭素に関する知識や情報を有する市民や事業所等に参画していただき、市役所関係課の職員も参加して進めております。ワーキンググループでは、市内での取り組みの現状・課題や関連する情報を共有し意見交換を重ねながら、今後必要となる取り組みについて検討を進めておまして、これまでに延べ12回の会議を行っています。今後は、この結果を踏まえて、各分野における取り組みの方向性を取りまとめ、脱炭素推進協議会において市としての推進の方向性について協議をしていく予定です。

地域の脱炭素化を進めるためには、市民や事業者と行政の連携・協力は欠かせません。地球温暖化対策や脱炭素化に対しては、規制や管理として捉えるのではなく、地域の社会や経済をよりよくしていくチャンスと前向きに受け止め、市民や事業所がそれぞれにメリットを見だし、行政を含めた連携体制の中で、地域が一丸となって脱炭素を推進していけるような取り組みを進めたいと考えています。

そのためには、国や県などの補助事業などを積極的に活用し、取り組みに対する経済的負担を軽減することや、市民や事業者の皆さんが取り組みの必要性を理解し、行動につなげるきっかけとなるように脱炭素化の取り組みについて分かりやすく伝えるとともに、市民が生活の中で取り組みを楽しみながら実感できるような仕組みについても検討してまいりたいと思います。

また、行政のみならず、市民や民間事業者が脱炭素に対し主体的に取り組んでいけるような体制づくりについてもワーキンググループなどで検討を進め、「豊かな自然と調和した持続可能なまち」の実現に向け、市内の脱炭素化への取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○4番（水上雅廣）

ちょっとお伺いしたいんですけど、J-クレジットとかカーボン・オフセットのこともうたつてあるんですけど、飛騨市の森林吸収量は今樹木の高齢化じゃないですけど、太くなりすぎて吸収量が逆に減退していくんだということがうたつてある中で、J-クレジットとかをやって買ってもらおうということなんだろうと思いますけど、そうやって還元できるぐらいの余裕というか、省エネ、再エネも含めて推進というのは余力があるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

J-クレジットに関しましては、市内に可能なものがあるかどうかという調査・勉強の段階でございまして、現在の状況といたしましては、市有林で今後の施業計画がしっかりしているようなものであれば対象になるというような条件に合致する部分がありますけれど、面積をクレジット化した場合の費用との関連で、有効なのかどうかというところを調査しないとなかなか取り組みができないということで、その辺りを勉強しながら、今後やるべきかどうかということ判断していければなという状況で、今検討しているところでございます。

○4番（水上雅廣）

長期的な目標ということ、書き方がそうなのでそういうことなんですね。

目標に向けた重点施策ということで8項目ほどあげていらっしゃるって、省エネ、再エネの一部については、市はいろいろな予算をつけられて積極的に使ってくださいというPRもされているので、市民の皆さんも感覚として市は一生懸命脱炭素に向かっていているという思いは持っていたかと思うんですけど、片方で企業との関係となるとさっきもおっしゃいましたけど補助金の関係とか、もう少し事業が大きくなったり、企業ですから儲けもいります。ただ、社会への還元、地域還元ということも企業として念頭に置きながらということになると思うんですけど、そういった辺りをうまくリードできるようなことをしていただきたいと思うんですけど、その辺りの考えというのは何かお持ちでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

それぞれのワーキンググループの中でお話を聞く中でも、やはり脱炭素の取り組みについて分かりにくいとか、市民、事業者レベルで何をやっていけばいいの分かりにくいとか、どうすればいいのかというところがなかなか理解されていないのではないかなという意見がございます。そういう意見を踏まえまして、今後まずは市民、事業者の皆様が必要を感じて、また、やることによってどういうメリットがあるのかということをしっかり実感していただかないと、次の取り組みに進めないのではないかなということを感じておりますので、今後皆様方に実感できるような取り組みを考えていく必要がある。啓蒙活動、普及啓発活動をさらに進めていかなければいけないんだと感じておりますので、その辺りについて重点的に検討してまいりたいと考えております。

○4番（水上雅廣）

脱炭素推進協議会、それから専門人材もそうなんですけど、一部コンサルタントに委託をされている部分もあると思います。脱炭素推進協議会は次年度以降も継続して開催されていながら、ワーキンググループで検討されていくと。そこにコンサルタントが伴走でついたり、専門人材もついていくというようなことで承知してよろしいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

ワーキンググループにつきましては、まずは今年度で今後の取り組みの保方向性といいますか、どういうことをやっていくといいんだろうかというところの取りまとめまでを考えておりました。次年度以降このままの形で続けていくのかどうかについてはまだ決定しておりません。来年度の取り組みのやり方によりまして、コンサルタントの伴走支援が必要であるかどうかにつきましても、今後の取り組みの方向性に合わせて検討してまいりたいと考えております。今のところは決定しているというようなことではございませんので考えていきたいと思っておりますけど、いずれにしても息の長い事業でございまして、今年度で終わるというものでもございませぬので、何らかの形で専門家の支援とか、そういう制度が必要になるのかなと感じております。

○4番（水上雅廣）

大きな枠の中の事業ですから、極めて難しい事業だろうと思います。本当は脱炭素推進室みたいなものをつくられてもいいのかなというのは、一般質問をつくるときに思いながらつくりました。いつまでもコンサルタントに依存ということもできないでしょうし、脱炭素推進協議会はこういう形で進められるか分からないけども、そういったいろいろなこと含めて、要は環境課が主体になっていますけど、言ってみたら全部局が関係する取り組みになるんだろうなと思います。市長、どうですか。推進室を考えてみる気はありませんか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

置けるといいんですが、人繰りが厳しくて、なかなか今組織をつくるのが本当に大変なんです。実は、それまではまさしく全庁にまたがるものですから総合政策課で脱炭素のことをやっていたんですが、今年環境課へ移しました。体制をもう少し強化をしたくて、できれば1つの係をしっかり新設するくらいにしたかったのですが、なかなか人繰りが厳しいものですから、十分そこまで行けていないということです。気持ちは持っているんですが、なかなか厳しいということでご理解をいただければと思います。

○4番（水上雅廣）

どこかで余力を生むように組織のほうの仕組みをつくっていただいて、積極的に進めていただけたらありがたいなと思います。

では、3つ目に移りたいと思います。有害鳥獣関係について伺いたいと思います。もう御存じのことだと思いますけども、米原市で大きな土石流による災害がありまして、これの原因は鹿の食害が関係しているのではないかということが一部の中で報道をされておりました。鹿の食害で下層の植生がなくなって、表土がむき出しになってしまっていて土壌侵食が起きたと。あるいは森林が伐採された跡地が鹿の食害に遭ったりすると森林の再生ができなくなって、結果的に荒廃地化して豪雨時に水害や土砂崩れなどの災害を誘引することになりかねないということです。これは鹿ですし、イノシシも今まで何度も取り上げられていますけど、農作物だけではなくて、高地あるいは水路、土手といった農業基盤、それから道路のり面や構造物、作業道の掘り起こしも全て災害を誘引する原因になりかねないということだと思うんです。そうしたことを思いながら、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、昨日もありましたけれども、生息状況と個体数についてですけど、令和3年度に策定をされました「飛騨市鳥獣被害防止計画」でありますけども、この中に「イノシシによる被害は市内全域。ニホンザルについては宮川町と神岡町の一部で被害が確認されている。ニホンジカについては市内各地で目撃数と捕獲数が大幅に増加している。」という記載があります。現在、イノシシや熊、ニホンジカ、それから猿の生息状況や個体数をどのように捉えていらっしゃるのか伺いたいと思います。同計画書の中では、近隣市町村との広域的な被害防止対策に向けて連携を図る旨の記述もありました。これまでに何かそうしたことで取り組まれた実績があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから2つ目、ニホンジカの被害防止についてですけども、飛騨市森林整備計画書を見させていただきましたけども、その中に「鳥獣害防止森林区域内の被害防止対策や捕獲について」というものがあるんですけど、そこに記述されている内容について、現状どのようになっているのか伺いたいと思います。

それから3点目、鳥獣対策サポートセンターを立ち上げていただいております。そのことについて、要は鳥獣対策サポートセンターの存在が市民にきっちりと周知をしてあるのかどうか。一部では追い払い用の器具を支給していただいたということで、集落の中でお聞きをしたこともあります。ただ、この間も集落で獣害柵の設置を検討したいんですけども、何かいい方法ないですかという問い合わせがありました。取り組めるかどうか金銭的なこと、それから設置の方法なども含めて集落内で相談してみたいんですけどということでした。あと、今回いただいた決算書の資

料の中には、「集落の現状に即した具体的な対策の検討と集落が自走していくために必要な支援を行った。（相談件数50件、支援集落等5件）」ということですから、結構な件数だなというふうに思ったんですけども、実際にはこうしたところに対してどのような支援の内容をされていたのかお伺いしたいと思います。

それから集落によっては、例えば集落を囲い込むような柵を設置したくても、人や費用が工面できないところもあるわけです。そうした相談もあるのではないかなと思いますがいかがでしょうか。支援の主な流れの「STEP5」では、「結果の評価と改善策の提案」ということがうたってあります。どのような事例があったのかお伺いしたいと思います。

それと、獣害対策サポートセンター設置いただいておりますけれども、そこで受ける相談内容などについて、部としてどのようにサポートしておられるのか、その辺りもお伺いをしたいと思います。

それから、最後に森林環境譲与税についてですけども、鳥獣被害森林への支援といったことも森林環境譲与税を使って手当をされてあるという事例を幾つか見ました。獣害は森林経営、例えば熊の皮剥ぎ、あるいは鹿も角ではぐる。そうしたことも大きいですし、さっき言った食害もそうですけど、経営そのものにも影響を及ぼすようなことも考えます。これまでも森林環境譲与税の用途については伺っているんですけど、改めて獣害対策を含めて森林環境譲与税の用途はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の生息状況、個体数などについてお答えします。岐阜県が策定している「第二種特定鳥獣管理計画」の生息状況調査等の推定によると、県内いずれの個体も増加傾向となっています。市が毎年実施している農作物の鳥獣被害調査の令和5年度の結果からも特にイノシシの農業被害が大きく増加し、次いでニホンジカとなっており、猿の農業被害額は減少傾向ですが、神岡町内で猿の群れの目撃や農業被害が発生している状況も把握しているところです。

有害鳥獣対策には広域的な被害防止対策に向けた連携が必要ですが、今のところ様々な機会をとおしての意見交換にとどまっているのが実情です。このため、飛騨圏域の基礎自治体と連携し、飛騨森林管理署及び岐阜県飛騨農林事務所の情報交換の場を設けるよう働きかけたいと考えております。

2点目のニホンジカの被害防止についてお答えします。ニホンジカの捕獲数は、令和4年度は68頭、令和5年度は53頭、令和6年度は9月2日時点で15頭となっています。議員のご質問の中で滋賀県米原市のニホンジカの食害について触れられましたが、市内のニホンジカの個体数は増加傾向にあるものの、森林伐採跡地において表土がむき出しになり更新が困難になるほどの食害は確認されておりません。一方で、ニホンジカの増加により農業被害も発生しており、今後の森林の更新を阻害する被害も懸念されることから、令和6年度より鳥獣被害防止捕獲報償金を見直し、ニホンジカ1頭につき1万5,000円から3万円に増額することで捕獲を推進しています。今後はニホンジカの個体数管理の強化について進めてまいります。

3点目のサポートセンターについてお答えします。市獣害対策サポートセンターは、広報ひだでの周知のほか、各町の農業改良組合長会などで周知を行っており、昨年度は相談件数50件でしたが、本年8月末現在では相談件数が60件となっており、市民にも少しずつ認知されていると考えております。

業務内容は、獣害対策全般として点的・面的な被害支援や狩猟者育成支援など多岐にわたっています。個人や集落で獣害柵の設置を検討したいとの相談を受けることもあり、市と情報共有しながら県や市の補助制度の紹介や、獣害対策の方法などをお伝えしています。議員ご指摘のとおり、相談を受けて対策を提案しても高齢のため実施できない、今は設置や維持管理ができるが数年後にはできるか分からないという声も出てきています。現在の体制では、相談を受けて提案する仕組みのため、鳥獣対策サポートセンターと今後の運用方法について改善が必要と考えているところです。

具体的には、現在、鳥獣対策サポートセンターを請け負っている事業者は個人事業主として請け負っていますが、一個人に頼らず持続的に獣害対策を行える体制にするために法人化を進めており、人員拡充も検討されています。また、来年度予算編成に向けてサポートセンターの業務内容に獣害対策の実施が困難な集落での捕獲対応を加えることや、集落支援員の制度を活用した人的支援について考えています。今後、高齢化や人口減少が進む中、獣害対策が困難な地域が増えたと見込まれることから、猟友会とも連携しながらサポートセンターの体制強化を図り、獣害対策に取り組んでまいります。

4点目の森林環境譲与税についてお答えします。森林環境譲与税は、法律により、森林の整備または森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進その他の森林の整備の促進に関する事業に充てなければならないとされていることから、現時点では鳥獣害対策の財源に充てておりません。一方で来年度予算編成に向けて鳥獣害対策を強化することが重要と考えており、森林での被害状況を確認することにより、鳥獣被害対策に必要な財源の一部に森林環境譲与税を充てることができないか検討してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○4番（水上雅廣）

獣害対策サポートセンターを含めて、積極的に改善を図っていただけると。集落支援員のことも含めていろいろと改善をしながら獣害対策に当たっていただけたらということでお話を伺いましたので、そのように見守らせていただきたいと思います。何よりも、積極的に相談を受けていただきたい。その上で集落として、あるいは個人としてどうしていけるのかということをも市民に協議をしていただきたいと思います。

昨日からもいろいろあったんですけども、今の森林環境譲与税のこともそうなんですけど、公共性の話と受益の話がどうしても出てきて、そこのバランスを考えながら事業を組み立てていけるんですから大変なことなんだというのは重々承知をしながらですけども、先ほども言われましたけれども、小さいから諦めてしまわなければならないとか、高齢なのでということで集落全体が守れなくなってしまうたり、個人のせっかくの農地や森林が無になるということは避けなければならないと思います。そうしたところへしっかりと手を届けていただけたらと思います。

最後に、こうした獣害もそうですけど、さっきも脱炭素で全庁的な組織を何て大きなことを申し上げましたけど、昨日までの議論をお聞かせいただいている中で、今農林部長に代表して答弁をいただき、昨日は基盤整備部長に答弁をいただいたということですけど、林道とか工事とか全部含めて災害を誘因したり、いろいろな経営を考えていく上で、環境水道部も含めて意識の共有を図っていただくことも大事なことじゃないかなと思いますので、そのことを最後にお願ひして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔4番 水上雅廣 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で4番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時00分といたします。

（ 休憩 午前11時56分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

6番、上ヶ吹員。

〔6番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。

1つ目、スマート農業の取り組みについて。日本の多くの産業で少子高齢化に伴う後継者不足が問題となっている中、特に農業での担い手不足は長年言われ続けています。特に農家の高齢化は深刻で、農林水産省が公表した「農業労働力に関する統計」によると、基幹的農業従事者、これは仕事として主に自営農業に従事している者なのですが、平均年齢は2015年が67.1歳、2022年が68.4歳と高齢化が長く続いています。そのため、今まで若い担い手を増やすために労働環境の改善や研修生の受け入れなどを積極的に行ってきましたが、成果はあまり見られないということです。

統計では、基幹農業従事者の数は2015年が175万7,000人だったのに対し、2022年は122万6,000人まで減少しています。この離農の多くは、高齢による農業が続けられなくなったことによるものです。ほかにも、農業は自然に左右されやすく、生計が成り立たない。農作物の育成は数値化するのが難しいため、知識や技術が伝承しにくいといった要因があると考えられています。

農林水産省が発表した「令和3年新規就農者調査」では、令和3年の新規就農者は約5万3,000人で、前年と比べると2.7%減少しているそうです。飛騨市も農業に関しては、高齢化の進行により就農者人口が減少しているのではないかと推測します。飛騨市を調べたところ、令和5年度では前年より5件、認定農業者が減少しています。理由は、やはり高齢によるものだったそうです。

担い手確保や労働力不足の解消が喫緊の課題としています。

こうした中、市では農業分野においてスマート農業機械・機器、それにICTやロボット技術等のスマート技術を導入して担い手確保、労働力不足といった課題解決に取り組むため、スマート農業技術の支援を始められました。皆さんも承知のとおり、スマート農業とはAI、人工知能、ICT（情報通信技術）、IoT（モノのインターネット）やロボット技術を活用し、作業の効率化や品質向上を実現する新たな農業です。また、農作物の育成や技術の伝承といった課題にも、スマート農業は熟練者の技術やノウハウもデータ化して管理することで、経験や勘に頼っていた部分の見える化をすることで技術の伝承をスムーズに行えるようになります。

例えば、工業分野の工場やプラントの生産現場では、既に1980年代より省力化や生産力向上対策としてデジタル計装の導入が進められ、経験、勘、コツの数値化が進められています。しかし、農業分野ではなかなかデジタル化が進まなかったのですが、ようやく農業分野でもスマート農業の数値化の推進がなされ始めました。飛騨市でも令和3年度よりスマート技術を活用し、担い手確保、労働力不足の解決策に取り組まれています。また、令和4年度では大幅な拡充がなされ、気象データや衛星写真データなどを活用し、農業を支援する実証試験に取り組んでいます。そこで、飛騨市のスマート農業の取り組みについて伺います。

1つ目、スマート農業試験について。令和4年度予算主要事業の概要のスマート農業の推進では、「農業就農人口が減少の一途を辿る中、少ない人員でも持続可能な農業経営を行うためには、ICTやAIを駆使したスマート農業技術の普及に努める。」とあり、「市内各地に気温・湿度・気圧・雨量・風速を1分毎に計測出来る気象センサーを設置し、市公式Webサイト上で全てのデータを公開する。」とありますが、これらのデータをもとに、農業者は農作物の育成や管理に利用されたのか。また、成果はあったのか伺います。令和5年度、令和6年度予算ではスマート農業に関する予算は計上されていませんが、飛騨市のスマート農業支援は終了したのか、それとも現在検討中なのかも併せてお聞かせください。

2つ目、デジタルデータの活用について。8月に産業常任委員会の管外視察の中で、三重県多気町勢和地区波多瀬の農業法人のスマート農業の取り組みの視察に行き興味を持ちましたので、個人的に再度訪問させていただきました。この地域は農地の集積図のデジタル地図を作成し、土壌分析を衛星データとAIでデジタル解析するアプリメーカーと三重県の大学との連携で、各農地に関する情報をデータ化し、一元的に管理ができるようになっています。各農業者は、そのデータをスマホで情報を得て、例えば出穂後の積算温度で米の刈り入れ時期を判断したり、サツマイモの苗植えからの積算温度で収穫時期を決めるなど、データ化することで質のよい農作物を生産していました。こうした技術を見ることで、飛騨市でも今後新規就農者にも利用ができれば、農業経験の少ない方や就農移住者も活用でき、就農者が増えるのではないかと思います。飛騨市では今後どのようなデジタル化を考えているのか、また、検討されているのか伺います。

3つ目、小規模農家へのデジタル支援。現在、一般的な農業支援アプリには、集積図のデジタル地図上に衛星データからの土壌のデータとAI解析により、農地地番全面積全箇所pH値、全炭素、全窒素、交換性石灰、交換性苦土などの情報が、画面上で真上から見た圃場が確認できるため、例えば、今まで全体に追肥していたものがピンポイントで行え、また、追肥量まで調整できるので、経費削減、作業の省力化が図れる仕組みです。また、同上のデータには色度、これ

は主に作物の葉っぱの色を見ることで収穫時期の判定を行い、各農業者のスマホに情報を提供することで、品質や収穫量の飛躍的向上にもつながるそうです。

これらのアプリを使いこなすには、高齢者の就農者にとってはハードルが高いと思われるので、飛騨市の小規模農家の方にも農業支援アプリ情報を共有できる仕組みづくりはできないでしょうか。アプリを利用することで、意欲ある人材の確保や若手就農者の栽培技術の向上、技能、耕作放棄地など対策につながると思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目のスマート農業試験についてお答えします。スマート農業とは、ロボットやAI技術、人工衛星データなどの先端技術を活用する農業のことです。国の予想では、今後20年間で基幹的農業従事者が現在の約4分の1にまで減少することが見込まれ、従来の生産方式では農業の持続的発展や食料の安定供給を確保できないと考えられています。このため、本年6月に「農業生産性向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」が制定されたところです。

当市においても、農業後継者が不足する中でスマート農業技術を活用して農作業の効率化を図ることは、農業の持続と集落環境の保全の観点から大変重要なテーマであり、企業と連携したスマート農業技術の実証事業やスマート農業機械の導入を進めているところです。

ご質問の令和4年度のスマート農業推進事業については、具体的には通信会社KDDI株式会社と連携し、令和元年度から実証してきた水位・水温・地温を計測する水田センサー「MIHARAS」をモニター利用者と検証し、多くの利用者から遠隔での可視化により水管理の手間が軽減したとの効果を得ましたが、一方でコスト面が課題となりました。令和5年度には水管理の省力化効果が期待できる水位センサーと給水ゲートを組み合わせた「水田ファーモ」をモニター利用者と検証したところ、水管理の省力化が期待できるとの意見が多く比較的高評価でした。今後、より安価に導入できる機器が出てくれば、市内の大規模農家への導入支援を検討していこうと考えております。

気象関係のデータ活用については、圃場に近いデータを取得し、どのように営農に活用できるかを検証することを目的に、観測装置「ソラテナ」を市内10か所に設置しています。こちらについては、特に果樹の霜対策に有効でないか検討しております。

人工衛星技術の活用については、1平方キロメートル単位で水稻の生育状況や生育予測を把握できる「アグリルック」をモニター検証しています。出穂期やカメムシ防除適期などで役に立つとの意見が多い中、予測精度が低い、操作方法が分かりにくいなどの意見もあり、精度の向上や操作性の課題が明らかになってきました。

農業機械については、令和2年度から県補助3分の1に市単で6分の1の補助を上乗せして導入支援しており、これまでに直進アシスト機能つき田植え機や農業用ドローンなど、担い手農家や営農組合で15件の実績があります。一般の機械に機能が上乗せされるタイプが多く、機器が高額となり、近年の機械の高騰も重なって一般農家での導入は今のところありません。

いずれも令和5年度、令和6年度もシステム利用料や通信費、補助金などを予算計上しており、

検証も継続しています。類似の製品や新たな技術も今後様々なものが出てくると思われまますので、県や企業とも連携し担い手農家向けや一般農家向けなど、より使いやすく低コストで導入効果が高いものを見極め、広く市内農家への普及に努めてまいります。

2点目のデジタルデータの活用についてお答えします。産業常任委員会でご視察されました三重県多気町の事例は、同町内の農事組合法人が大手米卸業者や人工衛星データを活用するベンチャー企業、自動水門システムの開発企業、大学などと連携して実証事業を行っておられると承知しています。人工衛星データを活用して水門の自動開閉や農地の地表の状態を可視化して栽培の適期や施肥の要否などを判断しているとのことですが、土中の状態確認までは難しいことから、普及レベルになるには様々な改良が必要になるのではないかと思います。こうした技術は現時点で確立されたものはなく、日進月歩で開発・改良されているもので、本年6月の関連法の制定でこうした動きはさらに加速していくものと思われまます。

スマート農業技術は、労働力不足に対する省人化や自動化、また、ベテラン農家が持つ長年の経験や勘といった暗黙知を可視化することで、新規就農者の技術取得の早期化や農産物の高品質化・安定生産につながるものと考えまます。農業従事者の高齢化が進む飛騨市でも積極的に取り組むべきと考えまますが、まずは現在検証中のシステムの改良をメーカーと行いながら、新たな技術やサービスの情報を収集し、農業者や企業と連携して使いやすいもの、効果の高いものを普及してまいります。

3点目の小規模農家へのデジタル支援についてお答えします。高齢者や小規模農家向けには、まずはこういった情報が有益なのかを検討し、現在、当市で検証中の人工衛星を利用した農業ITシステムのアグリルックの運用面での改良をメーカーとともに検討していきたいと考えています。同時に多気町のような別のシステムについても情報収集を進め、導入可能なものは前向きに導入を検討してまいります。

いずれにしても、スマートフォンのように身近な通信機器で分かりやすく伝わることが重要ですので、その点を重視して導入を進めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

先日、玄の子土地改良地域にどのような給水をしているかを見に行っただけなんですけども、水路から手でやっていて、自動弁がなかったものですから、あれだけの大きい水田の水管理は大変だろうなと思っながら見ました。

私も昔水田がありました。朝になると水が引いているので水を開けて、夕方になると水位が上がっているのを閉めるといった手作業をやっていたんですが、あれだけの水田ですと、作業の方はかなり大変だというふうに思っます。実証実験をやられてコストアップしたということなんですけど、導入したからすぐに役に立つというものではないと思っますので、継続的にやらないと。今ほど出ました多気町の勢和地域ですが、水位センサーを出口に設けまして、太陽光発電パネルの電気でバルブを操作していたんですが、聞くとところによると、水位は常に5センチメートルプラスマイナス1センチメートルの制御をしていると。結局水が1センチメートルしか減らないので、多分水温が上がって稲の生育には大変いいんだらうなと思っました。飛騨市の場合は、ほかの農家も自動ではないので、恐らく水を引いたところに冷たい水を入れると。そうすると生育

に支障があるので、ここはおいしい米を作るという観点から見れば水位を一定に保って、冷やさないということがあると思うんですが、試験をされたということで今入っていないのはコストだけの問題でしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

田んぼの水管理については、私も小規模ながら1反8畝、それも5枚作っています。早速、自分を身をもって感じていて、水はけとか、すぐに水が抜けてしまう田んぼもあれば水持ちがいい田んぼがあったり。やっぱりそこってすごく大事ななと思います。今朝も一昨日当てた暖房を、議会とかでいろいろ忙しかつたのですっかり忘れてしまいまして、せっかく乾かした田んぼがまた水を含んでしまったということもやっぱり起きてくるんです。なので、ここは非常に重要なことだと考えています。

実際、実証実験をした方で、自動給水門ではないんですけど、水位が遠隔で分かるものは古川町畦畑地区で、その方はほうれん草を栽培されていますが、そこで可視化については導入化されて、非常にいいということも聞いております。

あと玄の子地区につきましては、確認はしたんですが、施工時にいろいろ考えたそうなんです。コストの問題と、あとどうしても水量が安定しない時期がある。それから落差があるとか、それを入れるまでの事業費が確保できないとか、様々な背景があったことだったんですが、それが後からつけられるように給水パイプを75ミリで入れております。そこにつきましては、今後、新たなものが出来れば導入も相談しながら進めてまいりたいと考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

確かに水田によっては早く水の引くところ、水持ちのいいところがあります。私も経験したんですけど、そういった土地は何しても水はけのいいところ、悪いところがあります。

今言われたように、玄の子地区の場合は検討されているということなんですが、イニシャルコストはかかりますけど、確かにセンサーと自動バルブを購入すれば、あれだけ広い土地の水を回るといってその時間を考えればほかの作業ができるので、逆に言うと、効率的にもいいと思います。せっかくあれだけの整備された水田ですので、ぜひ飛騨市の発展的な農業の見本となるように水位管理をしていただきたいと思っております。

あと、コストのことなんですが、昨日も部長のお話にあった多面的機能支払交付金制度をこの勢和地域は使われていたので、そういった制度をうまく使うことは検討されているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

昨日もご答弁申し上げましたように、やっぱりこれ今おっしゃられましたスマート農業のことも関係するのですが、できるだけその担い手の方には、田んぼといえば水張り面積、そこに時間を投資していただいて、ほかのところは地域でということですが、そこを中山間地域等直接支払制度とか、今の多面的機能支払制度でカバーしていくという2階建ての考えです。ソフト事業なので使い方が様々で逆に使えないところもあるので、機械に使えるものであれば地域の方と話

をしてしっかり充てて農地を保全していくということで、資金面でも考えていきたいと考えます。

○6番（上ヶ吹豊孝）

いろいろ検討していただきたいと思います。

あと、衛星のデータとAIの解析により、先ほど言いましたけど土地のpH値だとかいろいろな情報があがってくるんですが、幾らセンサーとAIで検出しても正確な値がなかなか出ないということで、AIだからすぐにその土地のpH値なり全窒素が分かるとは思いません。たしか勢和地域もpH値に関しては、今田んぼ1枚であれば全面積のデータが出るので、作業者がそのAIのデータと、実際にサンプリングしてpH値測定をするだとか。それで解析値と実際の補正をするとか、そういったことをしているので、データが出たから、違うから使えないということではなくて、やはり土地土地によって必ず違うので、そういった解析をしないと皆さんに信用してもらえないし、使うほうも信用できないということでは駄目だと思うので、ぜひデータと土地土地の分析を。今せっかくスマート農業に取りかかっているのだから、使うことと、あと検証することが大事だと思うんですが、そういった検証機能というのは市役所でもっているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

人工衛星の農業を支援するようなシステムが各企業とか大学で進められていて、それぞれ特徴があるんです。実際、いろいろな研究者にも確認したんですけど、土壌の分析はなかなか人工衛星で掴むのは今のところは難しいと。

ちょうど今回ご質問をいただいて注目しているのは、今うちが県の中山間農業研究所と研究を進めてきた中の人工衛星のシステムですと、葉色の予測、それからたんぱくなどの食味の推定とか、水張りの確認とか。特に葉の色とか食味を確認することによって、例えば私の場合ですと、今年5月20日にもち米もコシヒカリも田植えをしたんですが、日照時間、あるいは気温というものが確認できますので、それを積み上げて計算していくんです。具体的には、もち米は9月1日が収穫の適期、コシヒカリが9月11日が適期というふうに一筆ごとに分かるんです。それを積み上げていくとAIで精度が上がっていくとなっていますので、今、こうやって背中を押していただきましたので、来年度予算に向けて、まずはそこを強化して、小規模農家も大規模農家もスマートフォンでそれができる仕組みに向けて、それが入れられるように努めていきたいと思います。

○6番（上ヶ吹豊孝）

確かに衛星の解析とAIを駆使しても、一筆の土地の解析は難しいと思うんですが、今飛騨市全体で7か所の気象データを設置してあって、神岡町は山之村と流葉スキー場にこのセンサーを置いているということですが、先ほど部長も言われましたように、例えば稲であれば穂が出てから積算温度、先ほど私が申しましたように、サツマイモも積算温度で収穫時期を見るということで、勢和地域でも積算温度と現物の比較を何年もされて、やっつとで3,000度に達するとちょうどいいサツマイモの量が取れるということをやっていました。今は神岡町の山之村と流葉スキー場なんですけど、アメダスが神岡町殿と角川にあるとネットで調べたんですが、ぜひ山之村と流葉だと平地では相当温度も違います。できればアメダスがリアルタイムで入ってきますし、当然データが入ってくるのでパソコンで処理をして1日の平均温度というふうにすれば、簡単に積算温度も

検出できると思います。アメダスの情報を今後利用するというお考えはあるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

アメダスについては国のほうで膨大なお金を投じてやっておりますので、もちろん災害とか暮らしに利用できるということなので、1つのインフラだと考えています。そこと点で置くようなもう少し細かいもの、ゲリラ豪雨がスポットで降ったりしますので、そこは上手く組み合わせをしてやりたいと思っています。

気象関係については、何か所かにKDDI株式会社のほうで置いたんですが、なかなか今の段階ですぐにこれを利用するということに行きませんでした。今年、霜が降りたときに、霜の影響を最も受けるのは果樹ですので、とりあえず黒内果樹園とか昨日答弁させていただいたブドウのところは定植したばかりなので、そこでまず実用化を検証して、アメダスについてもうまく組み合わせができるかということはメーカーと県の研究機関と研究を継続してまいります。

○6番（上ヶ吹豊孝）

積算温度というふうに言いましたけども、聞くところによると、それぞれの穀物によって生育する温度がありますよね。例えばサツマイモだったら15度以上だとか20度以上というものがあると思うので、何でもかんでも積算すると生育しない温度があるので、もし活用するとすればそういったことも検討していただければと思っています。

あと、飛騨市のスマート農業で大型機械とかを入れていただいて、相当大きい水田の省力化はできていると思っています。飛騨市のスマート農業イコール機械化のイメージだったんですが、今部長のお話を聞くといろいろとデジタル化の試験をされているということで少し安心しました。

それで、世界一のお米を作るというものが令和4年度の予算であったんですが、世界一のお米を作るのは今何合目ぐらいまで向かっているのかお聞かせください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今、本市だけではなくてとにかく飛騨のブランドをあげていきたいということで、高山市、下呂市、白川村、それからJA、県等を含めて進めているところで、昔だとコシヒカリだったら魚沼というイメージがついていたんですが、非常に全国的にも飛騨の米の食味が上位にランクするものが国際コンクールでも非常に多くて、2023年の第25回になるんですが、そこでも本市から国際総合部門だとか大型農業法人部門で特別優秀賞を取っているところに来ています。これは先ほどAIだとかデジタル化の話をしたんですが、それ以上に当たり前ですが個々の農家の日頃の努力でここまで来た。あと県の指導、専門家の指導も受けてここまで来たということだと考えています。ちなみに、その中で昨年度アグリルックを活用している方が、国際部門の入賞者のうちの1法人と1個人の方が実際にそれを使ってやられております。

何が大事かといいますと面的な話が大事で、小規模農家もうまくこれを利用することによって、個々も大事ですが、飛騨の地域の米がおいしいというところへ持っていくということも両輪で進

めていく必要があると思います。今後、個人の、あるいは面的なことも両輪で考えて、より土地の強みを生かした水稻の生産が行えるように我々としては伴走していきたいと考えています。

○6番（上ヶ吹豊孝）

確かに私の知り合いの何人からも、昔は富山県のコシヒカリ「てんたかく」がおいしいと言っていたんですけど、最近は飛騨の米のほうがおいしくて、もう富山県の米は買わないという話も聞いておりますので何とか世界一になるように進めていただければと思います。

それと私聞き漏らしたかもしれませんが、一般農家の方にデジタルデータの情報づくり、設定というのは検討されていたんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

小規模農家から大規模農家まで、みんなで使えるということがまず大事だと思います。先ほどの答弁と重なりますが、人工衛星のICTを使った技術のほうは、私見てみたんですけど、非常に分かりやすいんです。一筆ごとで衛星写真があって、そこからフォーカスして行って色で刈り頃が分かります。それから刈り取り適期が一筆ごとに分かりますので、それが入ると例えば働きながら、あるいは大豆とかそばにもっと広げていければ、どういうふうにどこから刈るという作業効率のことも出てきますので、まずは来年度そこをしっかりとできるように、どうしたらできるかということを進めていきたいと思っています。

○6番（上ヶ吹豊孝）

小規模農業者の方も生産力が上がるということで、そういった情報を共有できるような仕組みづくりをしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。2つ目は、スケートボードエリアの課題について。スケートボードは東京オリンピックに続き、今回パリオリンピックでも女子は金・銀合わせて3個、男子は金1個と活躍は記憶に新しいところです。東京オリンピック後、一般質問で私と籠山議員が質問し、飛騨市にもスケートボードエリアを新設するように質問し、神岡町1か所、古川町は現在実証試験中です。前回6月定例会の一般質問で籠山議員がスケートボードエリアについて質問され、私も今回利用されていない神岡町のスケートボードエリアの問題について質問いたします。

1つ目、セクション設置について。神岡町のスケートボードエリアの開設当初はセクションもあり、多くの若者がスケートボードを楽しんで、安全でよい場所にできたと思っていましたが、少したつとセクションもなく、休日にも誰も滑走していない時期が1年以上も続いています。

最近、スケートボード愛好者に聞いたところ、当初市の予算で製作した木製のセクションがシロアリ被害に遭い、危険で使えなくなり、解体するとのこと。せつかく500万円もかけて路面を舗装整備したのに使われないのでは、税金の投入事業としては適当ではないと思われます。

前回の6月定例会で籠山議員の一般質問に対する市の答弁では、「この場所は駐車場としても利用するため、セクション設置は行わない。」とのことですが、中途半端な使い方をしないで、セクションを鉄製かコンクリート製で造り、スケートボードエリアとして固定したらいかがでしょうか。また、回答では「セクションは必要な方が自分で用意する。」とありますが、中高生の保護者は、これから教育費が一番お金がかかる時期にセクションの費用が充てられるとは思いま

せんが、いかがでしょうか。

2つ目、千代の松原公園の実証試験について。千代の松原公園の実証試験エリアへ夏休みの時期に行ってきましたが、誰も滑走していませんでした。場所としては神岡町のエリアと同じく、騒音被害の少ない場所と思いましたが、この場所も決まれば舗装整備を行うだけで、セクションの設置をしなければ神岡町と同じく滑走する方がいないと思います。ぜひ実証実験の検証と併せ、利用者にこの場所を使うには何が必要かも聞き取り調査を行い、効果的な使えるスケートボードエリアにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目、交流広場の中庭をスケートボード場としては。スケートボードの悪いイメージはうるさい、町にダメージを与える、危ないといったものがあります。10年以上前だそうですが、古川町の飛騨市文化交流センターの中庭、これは飛騨市文化交流センターと古川町公民館の間にあるスペースのことですが、スケートボードの聖地と呼ばれ、町外からもスケートボード愛好家が多く集まっていたそうですが、ベンチを壊したり、小さな子供と接触したり、夜間大声を出すなどいろいろと問題があり、スケートボードが禁止になったそうです。

恐らくその頃はルールも決めていない、時間制限もなく自由に滑走していたため住民に迷惑をかけたのかと思います。しかし、今のスケートボード愛好家は純粋にスポーツとして捉えて、ルールを守りながら滑走しています。現在はスケートアーバニズムというスケートボードと町の共存を意味する言葉があるようで、今では一般市民とスケートボードの愛好家が共存する活気あふれるまちづくりをされているところもあるそうです。飛騨市でも決められた曜日や時間を設定し、ルールを守り、実証試験を行い、新しいまちづくりを検討してはいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、スケートボードエリアの課題について3点お答えいたします。

1点目、鉄製等のセクション設置についてお答えします。議員ご指摘のとおり、令和4年度に神岡の夕陽ヶ丘駐車場で実施した実証実験では、市内スケートボード愛好者の協力を得て、約1か月間、実験用に一時的な大型セクションを作成いたしました。その後、セクションは雨等による腐食が進み、使用上危険が伴うため、事故防止の観点から撤去をいたしております。スケートボードエリアを運営する上で、特にセクションの安全管理には注意が必要で、破損や事故につながる劣化箇所などがないか日常的に点検することが重要となりますが、管理人を置いていないことから、利用者による自主的な使用をお願いしているところです。

腐食の心配がない鉄製等のセクションを市が設置することも考えましたが、この場所は元々駐車場であり、神岡町でイベントを開催する際の来場者用の駐車場として使用するため、恒常的にスケートボードエリアとして占有することができないこと、さらには、万一、利用者が怪我をされた場合の補償や施設の管理責任が問われることも考えられることから、現時点では大型セクションの設置及び固定化は考えておりません。セクション設置やエリアの利用に関しては自己責任においてお願いしたいと考えております。

2点目の千代の松原公園での実証実験についてお答えします。スケートボード場の整備につい

では、これまでも一般質問でご質問もいただいているながら、対応が遅れていたこともあり、いま一度子供たちのニーズを把握する必要があると考え、今年8月末から9月初めにかけて市内小・中・高校生1,936人を対象にアンケートを実施し、約3割の539名から回答を得ました。

まず、夏休み中に実施した古川町2か所での実証実験で、スケートボード場を利用したのは回答者のうち僅か1.8%で、利用場所の内訳は千代の松原公園駐車場が3回、福祉ふれあい公園駐車場が6回、神岡夕陽ヶ丘駐車場4回の利用結果でした。利用しなかった理由としては「興味が無い」が46%と最も多く、次いでスケートボードを持っていないが26%、今回の実証実験を知らなかったが17%という結果でした。また、併せてスケートボード場の利用意向について調査したところ、今後もスケートボード場を利用したいと答えたのは3%、今後スケートボードをやってみたいが9%と、合わせても1割程度の少数にとどまり、スケートボード場は利用しないが51%、どちらでもないが36%と、スケートボード場の利用に消極的な回答が9割近くを占める結果でございました。令和3年度に実施したアンケートでは、スケートボードエリアの設置を希望するという回答が約4割であったことと比較しますと、子供たちのスケートボードに対する興味が急激に低下していることが分かりました。

一方で、少人数ではありましたが、スケートボード場利用意向のある12%について、「スケートボードエリアに希望することは何か」の設問に対する回答を見ますと、初心者向けの簡単なセクションの設置を望んでおり、平坦な場所だけでは面白みに欠けると認識していることが推察されます。

この結果を見ますと、急いでスケートボードエリアを広く設置するだけの高いニーズはないと見られることから、一度立ち止まって改めて検討を行うことが適当であると考えられます。一方で、少人数でもスケートボードを楽しみたい子供たちに対しては、場所を絞って、ある程度のレベルのエリアを整備する必要があることが示唆されたものと捉えております。そうなりますと、セクションの設置が不可欠になりますが、その場合、安全管理を誰がどのように行うのかが大きな課題となります。1つの方法としては、市内のスケートボード愛好家で構成されるサークル団体をつくってもらい、セクションの安全管理をはじめスケートボード場の運営に関わってもらうことが考えられます。まずはスケートボード愛好家の方々と改めての意見交換の場を持つことから始め、今後のスケートボードエリア整備の在り方について改めて検討を行いたいと考えています。

3点目の交流広場中庭へのスケートボード場の検討についてお答えします。議員ご説明のとおり、過去には文化交流センターの中庭でスケートボードのマナーやスケートボードが発する騒音苦情が多数寄せられたことから、指定管理者側でスケートボードの乗り入れを禁止した経緯をお聞きしています。

今回のアンケート調査では、スケートボードエリアの希望設置場所に関する調査項目も設問に入れておりましたが、文化交流センター中庭を希望する回答はなく、若宮駐車場などの駅周辺を希望する内容が千代の松原公園と並び最も多かったことから、今後の参考意見としたいと考えています。

議員からは「飛騨市文化交流センターの中庭で利用上のルールを定め、実証実験を行ってはどうか。」とのご提案がありましたが、先ほどご説明しましたように、アンケートの結果ではスケ

ートボードエリアに簡単なセクションを設置することが望まれている一方、中庭にはセクションを設置することができないので、平坦な場所ではスケートボードを楽しむ魅力が薄く、利用者が少ないのではないかと考えております。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

今答弁の中でアンケート調査をされたということですが、全体から見るとスケートボードをやられる方は数字的には少なく見えるんですけども、どんなスポーツにしたってアンケートで全体数から種目を絞れば当然少なくなります。飛騨市にはスケートボード愛好家がたくさんいらっしゃいます。たまたまこのアンケートは小中高生ですが、一般の方もたくさんいらっしゃるので、アンケート調査でスケートボードをやらない人からアンケートを取ってもあまり意味がないと思います。私、神岡町のスケートボードエリアを休日に買い物で通るんですけども、本当に1年間見ておりません。家が近くの大庭教育委員会事務局長も恐らく1年ぐらいは誰も見てないのではないかと思うんですが、駐車場と併用といいますけども、車を止めてもたかだか10台ぐらいですよ。それと先ほどの答弁にもありましたけども、平らなところで滑っても多分何も面白くないと思います。平らなところでアルpensキーをやれということと一緒にようなものなので、そこはせっかく税金をかけたのであればセクションを設けないと結局駐車場になってしまいます。

責任の問題というふうに言われましたけども、壊れない鉄だとかコンクリートで造って、あとけがをすれば自己責任というふうで世の中通るのではないのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

ご意見ありがとうございます。先ほどの回答でもあったんですけど、やはりセクションの設置がないと魅力が薄いということは今回のアンケートで分かったところで、やはり問題はセクションの管理というところが一番課題かなというふうに思います。今回アンケートを取ったのは2,000人弱の小中高生個人に対してのアンケートでまちまちの結果でありました。いろいろな意見がある中で、どこに焦点を合わせていけばいいのかということもありますし、スケートボードを持っていない子、興味のない子のアンケートの回答では、関係ないんですけど「バスケットのゴールがほしい。」とか、どうしてスケートボードばかりが整備している中でもっといろいろな遊び場がほしいとか多種多様な回答があって、アンケートの趣旨から外れてしまったりしているところですよ。

いずれにしても、私どもとしてはまずセクションの管理というところに着目しまして、団体との意見をある程度集約していただいて、運営上とか個人ではなくて、団体を中心にしてセクションの管理、スケートボード場の運営というところを絞っていかないと、どこに合わせていけばいいのかというところが課題ですので、そういったところから進めていきたいなというふうに思っております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

団体は今からつくるんだと思いますが、結局、駐車場と併用してやるということがそもそも私は問題だと思います。あそこをスケートボードエリアというふうにしてセクションを固定する。

そうであればけがとかは自己責任で、何でもかんでも自己責任じゃないと市では何もつukれないので、早急に管理団体をつくってその辺の打ち合わせをして、とにかくあそこは駐車場ではなくてスケートボードエリアだというふうをお願いしたいと思うんです。

それと千代の松原公園も同じですが、あそこで試験をしたら騒音がなかったと。また平坦なところになってしまいますので、ぜひその辺はエリアを設けてやるということなんですが、千代の松原公園はワークショップを去年2回ほどやられていろいろと検討されているんですが、提案として、駐車場ではなくて千代の松原公園の一角にスケートボードエリアを造れば駐車場と併用というふうにはならないんですが、その辺の検討は、今ワークショップを見ますとそういったスケートボードエリアの意見もなかったようですが、その辺の検討をされる余地はありますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

千代の松原公園については、今議員がおっしゃったようにスケートボードエリアを中に含めるということはされておりません。御存じのように細長くて、小さなお子さんもある程度歩く中で、スケートボード場を区切らないと転んでスケートボードが急に飛んで行って当たりかねない。飛騨市文化交流センターのところでは、そういう事例があって指定管理者側で禁止にしたということがございますので、今のところ千代の松原公園の中に含ませるというところは残念ながら考えておりません。

ただ、先ほど申しましたようにもう少し子供たちに楽しんでもらえるような、エリアを区切って簡単なセクションをとすることは場所を含めて考えるところかなと思います。ただ、今回2か所でやった古川町の場所については時間もありませんでしたので、いわゆるアスファルトがあらかじめあるところでしか実験ができませんでした。目的は、近隣に住まわれる方の音の試験ということが目的でありました。ただ、余りにも回数が少ないものですから、地元の区長さんとか、窓口になっていただいた代表者の方に聞いても、音はあまり感じなかったということでしたのでデータは取れなかったということかなと思います。いずれにしても、今回のアンケートとか議員がおっしゃられたことをもう一度勘案しまして、今後どうしていくか考えてまいりたいと思います。

○6番（上ヶ吹豊孝）

今は小中高生に聞かれたんですけど、一般社会人の方でもスケートボード愛好家で一生懸命やっている方もたくさんいらっしゃるの、その方々の意見もぜひ取り入れてもらいたいのと、やはりセクションがないスケートボード場、千代の松原公園の駐車場に造るかどうかは検証していますけど、フラットのところではまた舗装だけで終わってしまうので、ぜひその辺は検討していただきたいと思います。

あと責任の話ですが、高山市の万人橋の下に宮川緑地公園がありますよね。あそこにはセクションが設けてあって、昼間といい、夜といい、平日でも滑っています。どういった管理をされているか私は分かりませんが、そういったところも含めて検討していただきたいと思います。

それと、今神岡町にあるんですけど、あそこはもう使っていない。スケートボード愛好家の方に聞いたら、今は緑地公園が河合町羽根のスケートボード場へ行っているということです。社会

人の方は車で運転できるのでいいんですけども、学生はそういったところへは行けないので神岡小学校のスクールバスの道、あそこは結構緩やかな坂なのであそこで滑っているという話も聞きました。やはりフラットなところでは滑りたくない。腕が上がってきたらどうしてもそういうセクションで滑りたいというのは当然だというふうに思いますので、ぜひその辺を検討していただきたいと思います。

あと、飛騨市文化交流センターの中庭、最近では福井県のある市で東京オリンピック後にスケートボードがはやって、今まで駅前の広場で楽しんでいたのが、人口が増えたので近隣の市街地にスケートパークを設けたらそちらへ行ってしまったと。そうしたら、一般市民の方が若者が駅前からいなくなって、若い人がいないと本当に寂しいというような記事も出ていました。我々も高齢なので、あそこで滑るのがいいのかなと思ったんですけど、今は世界中でも、スケートボードとまちづくり、一般市民との共存というものがあるらしいので、古い概念を取り払って、一度どこかで検討していただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。それでは終わります。

〔6番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で6番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時5分といたします。

（ 休憩 午後1時57分 再開 午後2時05分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

10番、住田議員。

〔10番 住田清美 登壇〕

○10番（住田清美）

それでは、議長のお許しをいただきましたので一般質問に入らせていただきます。

まず1点目には、生きづらさを抱える方々への支援についてお尋ねしたいと思います。生きづらさ、具体的に何を指しているのか難しいことだと思います。一概に障害の有無だけでくれるものではありませんし、社会で生きていくためには誰もが悩んだり、迷ったり、つまずいたりするものです。心がつらくなったときのために、飛騨市地域生活安心支援センター「ふらっと」があるのでしょうか。ふらっとは、「Family Life Adviser Team」の頭文字を取って「FLAT」とありますけれど、私はこれは誰もがふらっと寄れる相談窓口であってほしいと思います。このふらっとに寄せられた生きづらさの相談は、しっかり、ゆっくり聞き取りをされ、本人はどうしたいのか、周りはどう考えているのかを一緒に考え、必要なときには

専門家につなげ、自立や解決に向かうのだと推察しますが、様々な要因が絡み合っ一筋縄ではいかないのではないかと考えています。また、昨年7月には旧和光園の多機能型障がい者支援センター「古川いこい」の中に「ふらっと+」も設置され、さらに窓口が広がったと思います。また、この夏には10代の若者を対象に健診事業もスタートしました。誰1人取り残さない飛騨市をつくりあげていくための方策として、生きづらさを抱えた方々の支援体制について、次の4点をお伺いしたいと思います。

まず1点目です。支援体制について。ふらっとは、従前、主に子供の発達相談などを行っていた発達支援センターが発展し、乳幼児から大人まで、全ての人の総合相談窓口になったものです。生きづらさのある方は自分らしく生きるための場所を見つけることが大切で、ふらっとはそのため相談に乗り、調整を図り、支援をしていくとのことですが、具体的にどのような支援を行うのでしょうか。また、関連する支援機関やふらっとでつくっている支援の場など数々ありますが、それらとどのように連携し、支援体制を構築していくのかお伺いします。

2点目は、解決に向けての対応についてです。ふらっとの相談件数は、新規で約400件、継続を含めると多くの案件を抱えていることと思います。発達障害、特性、対人関係、引きこもり、生活困窮などが相談内容としてあげられています。児童と成人とでは相談内容も異なりますし、様々な要因が絡み合っのことと思います。個人情報扱うデリケートな分野でもあります。ふらっとに寄せられた困り事は、解決に向けどのような対応が取られているのかお聞きしたいと思います。

3点目は、10代ケンシンについてです。市内に在住あるいは通学している。11歳から18歳までの若者対象に10代ケンシンがスタートしました。期間は8月から10月まで。場所は古川いこい、神岡たんぽぽ苑です。10代が抱える心の問題や体の悩みなど、専門家がじっくり聞いて一緒に考える場であると認識していますが、その目的や対応策など、具体的対策をお尋ねします。また、始まってまだ1か月ほどですけれど、手応えはいかがでしょう。また、今年度は3か月間の健診限定ですが、来年度以降も継続されるのか併せてお聞きします。

4点目は、夏休み明けの児童生徒の状況についてです。子供たちにとって楽しみだった夏休みが終わりました。飛騨市は2学期制を取っているところもありますので新学期ではありませんが、新たなスタートには変わりありません。全国的にも夏休み明けは登校できない子供が増えると言われています。無理強い禁物とも言われています。飛騨市の児童生徒の夏休み明けの状況はいかがでしょう。もし登校できない子供がいた場合、その対応はどのようにされているのでしょうか。以上、生きづらさを抱える人たちの支援についてお尋ねいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

それでは、生きづらさを抱える方への支援についてのご質問のうち、まず4点目の夏休み明けの児童生徒の状況についての質問にお答えします。

夏休みが明けて残暑厳しい中ですが、多くの児童生徒が元気に登校しています。しかしながら、議員が心配されているとおり休み明けの登校状況で休み前と変化が見られ、心配されるお子さん

もいます。また、楽しく自由度が高かった長期の休みを経て、学校生活に負担感や不安感を感じている児童生徒がいることも事実です。このような状況を踏まえて、出欠席の状況だけでなく児童生徒の表情や生活の様子の変化を見逃さず、声をかけ、観察の中で不安や心配事を酌み取れるよう日々努めております。心配されるお子さんについては、保護者との情報共有やケース会議を行い、家庭や専門機関との連携や校内の体制づくりをしながら、その子の自立を目指して継続した支援を行っております。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

1点目のふらっとの支援体制についてお答えします。ふらっとは世代や分野で区切らず、お困り事があればどのような相談でも受け止める市民の何でも相談窓口として設置しています。

相談者のお困り事を丁寧に伺い、その方のニーズを整理、分析し、必要な支援機関にこちらからつないでいきます。制度的な対応ではないものや様々な要因が複雑に絡まったものなど、関係機関につなぐだけでは解決できないものはふらっとで直接対応したり、ふらっとが要になって関係機関を束ね、連携して対応しています。様々な支援機関とはふらっと月例会を通じ、毎月顔を合わせて支援の悩みなど情報交換を行うことでお互いをよく知り、連携しやすい関係づくりにつなげています。また、自分で困っていると声をあげられない方もおられるため訪問によるアウトリーチ活動も力を入れておりますし、相談も庁舎に来ていただくというより、職員が柔軟に様々な場所に出向いて相談に乗るようにしています。

また、ふらっとの支援は、自分らしく生きるためのお手伝いをするということを主眼にしています。相談が終了し困り事が解決すればそれで終わりではなく、その後の対応の重要性も実感しています。しかし、支援資源も地域では限られるため、セルフメンテナンスということに着眼し、相談支援後そのほうがよい感じを自らの力で継続していけるような場づくりを専門家の助言も得ながら進めています。人と会わなくても本でつながる「ふらっとまちライブラリー」や考えすぎて苦しくなる人が運動することでエネルギーをあげる「パワーふらっと」、自分を応援してもらったり、お互いに話を聞いたりする「ふりーすぺーす」などはそうした意味も含めて立ち上げているものです。日々の相談支援を通じ、課題になることに対し常にその対策も考えながら支援体制づくりを進めております。

2点目の寄せられた困り事の解決に向けての具体の対応についてお答えします。ふらっとへの相談の全てが生きづらさの相談というわけではありませんが、何らかの不安や問題を抱えた方の相談は多く、継続相談も含めると、年間に1,000件を超す相談がございます。現在、児童と成人の相談は約半々となっておりますが、議員ご指摘のとおり児童と成人では相談内容も異なり、成人になるほど様々な要因が絡みあって混乱していることが多い傾向にあります。

解決に向けての対応はケース・バイ・ケースですが、自分の思い、家族の問題、知人との関係などが絡み合ったような複雑なケースでは、まず全体像の把握・整理から始めています。その上で、例えばひきこもっている方からの相談なら、本人の理解をきちんと深めた上で、本人がどん

な生活をしたいのか、仕事をしたいならどんな働き方なら心が崩れないのかなどを一緒に考えていきます。ここで相談したらすぐに仕事へ行けるようになったなど、単純に解決するようなことはほとんどありません。

また、家から出ることを全く希望しない方もいます。その場合は、家から出そうという考えではなく、このまま家にいる前提で今後の生活をシミュレーションし、家にいた場合の課題を家族の生活を含めて整理し、生活が崩壊していかないためにすべきことを提案していきます。

このように結果的に根本解決にはならない問題に直面することは多々あります。しかし、ふらっとでは問題を解決するというだけの発想ではなく、問題を抱えながらも、その人がその人らしく暮らしていけるためのお手伝いをしていくものという思いで、様々な相談ケースに日々対応しております。

3点目の「ヒダ×10代ケンシン」についてお答えします。学校健診は従前より子供たちの身体の健康状態を診る集団健診として定着していますが、この10代ケンシンは心と社会性など、全方位から子供の健康状態を確認し、健康を損なうリスクを見つけていくことを目的としています。これはこの健診を主導されている阪下和美医師が国立成育医療センターで国の研究員として健診内容等構築されたものを、実際に自治体で実施して検証する社会実装検証でもあり、全国でも初めての試みです。市では、ふらっとを創設し、大人になってからつらくなってしまった方々の支援をするにつれ、社会に出る前の思春期時に自分のことをきちんと知るということがその予防につながったのではないかと思う例が多く、この健診は、その一つのアプローチとして捉えています。阪下医師も精神科で診察される中で、重症化してしまってから医療につながる例が多いことを憂いておられ、早く医者に相談してほしいという思いを持っておられます。この健診を通じて、子供のうちに悩みごとが生じて早く医者に相談や助けを求めていけばよいということを知ってもらうことも主眼としています。そのため、今健康な子供たちにも広く受けてほしいと思っております。

10代ケンシンですが、今年の8月から開始しています。現在28名の予約を受け、順次健診を進めています。広報等は十分に行いましたが、実際受診しようとする行動につなげる部分では大きな課題を残しています。しかしながら、健診を受けた子供たちからは、医師にゆっくり話を聞いてもらったことに満足を得る声アンケートからもうかがえ、今後大人への成長過程において意義ある機会になったと実感しております。

今後ですが、実施したことを検証し、課題の整理や改善をしながら、まずは3年間を一サイクルとしてこの新たな試みを安定したものにし、定着化したいと考えており、次年度も継続して実施してまいります。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○10番（住田清美）

ふらっとの機能といたしまして、ただ単に生きづらさだけではなくて、いろいろな相談、困り事があったらとりあえずふらっとが第1の相談窓口になっているということはよく分かりました。

それで、年間1,000件を超える相談事を受けているということにちょっとびっくりした次第ではございますが、いろいろなケースを抱える中でケース会議につなげることになるんですけど

も、ふらっとが中心となって外部機関もありますけれども、そのような1,000件を超える相談対応としてスタッフは十分に機能しているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

対応職員としては主に2人の職員が当たっております。その2人に加えまして児童の専門委員が1人、それから生活困窮とかの家計の専門員が1人、それから統括のセンター長1人の5人で対応しております。そのほかに、先ほどふらっと+の話をしましたけども、向こうのほうにはアウトリーチということで専門の相談員2名が一緒に対応に当たっておりまして、もう少しいたほうがいいと思うんですけども、今のところは何とか回している状態であります。

○10番（住田清美）

先ほどの答弁の中でふらっとが要になっているということですし、訪問によるアウトリーチもありますし、出向いて行くこともある。それから、そのほかにも本を通じてのふらっとまちライブラリー、それからパワーふらっと、ふりーすぺーすなどたくさんありますけれども、その連携をする中でアウトリーチをしているふらっと+の役割については、ふらっとで受けた相談をふらっと+に委託ではないですけどお預けをして、アウトリーチをするという形なののでしょうか。ふらっととふらっと+の関係について、もう少しご説明をいただけるとありがたいです。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

ふらっととふらっと+は連携しておりますけども、ふらっと+がアウトリーチを行うのはハートピア古川まで相談に来られない方です。大体ふらっと+のほうで把握しておりますので、そういう方については定期的に訪問して状況を把握しております。その把握した状況というのはふらっと月例会をやっているものですから、そういうところで情報共有を行って連携しております。

○10番（住田清美）

いろいろな機関というか機能を連携して回していただいて、いろいろなところで生きづらさを抱える人たちの手助けになっているということで理解をさせていただきました。

今10代ケンシンが始まりまして、今ほどもありましたけれど子供たちの心と社会性、そして不安は早く気づいて指導したほうが後々大きなことにならないということも承りました。8月からの中で28名の予約ということが多いのか少ないのかというのは別といたしまして、この10代ケンシンって健診という名がつくものですから、何となく体の健診もセットなのかなと思っています。小児科医、精神科医の阪下先生なんですけれど、この健診に保健師の関わりというのはどのような関わりがありますか。一緒になって相談を受けるのか、阪下先生がこれは保健師が関わったほうがいいなと思うときに保健師が関わるのか。保健師との関わりについてはいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

現場に保健師は在駐しておりません。看護師が2名おりまして、相談するときは独立した1つ

の部屋で阪下先生1名が相談相手をするということで、保健師の関わりはございません。

○10番（住田清美）

看護師がいらっしゃるということで、体の悩みのことは看護師が多分対応してくださるのかと思います。この10代ケンシンって自分のほうから相談をしたいよという感じなんですけれど、健診というと集団健診をまず思い浮かべるんですが、例えば中学校2年生、高校2年生とかって学年を指定して、学年全てをアンケートとかで健診して、その中から気になる子たちをピックアップするという形は考えられなかったのか。初めから個人対個人でいくというお考えだったのか、その辺の経緯はいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

やり方としてはいろいろあると思います。そのやり方もあると思いますが、とりあえず今は社会実装実験ということで、今のやり方でやっていきたいと思っています。できるだけ多くの方に受けたいとは思いますが、なかなか手を挙げてこないということもあります。評判も本当によろしくて、先ほど申しましたように相談することができてスッキリしたとか、とても丁寧な対応だったというアンケート結果もございますので、そういう口コミでも広がるものと思っております。今のところ一斉にという健診の仕方は考えておりません。

○10番（住田清美）

このことが口コミで、生徒の間で相談してよかった、相談するところがなければあそこへ行ってみなさいということが広がっていくことも大事ななと思っていますが、たくさんの方にこのことを知っていただいて、自分の体と心に向き合う時をつくるのなら集団の中でやっていくということも1つの方策かなと私は思っていますのでお話をさせていただきました。

年々いろいろなストレスとか社会情勢とかで生きづらさ、普通に生きていても生きづらさを感じるので、様々な生きづらさを感じる人たちが相談を受けてくれる窓口が広くあるということ、そしてその対応策が広くあることはとても大切なことだと思いますので、引き続きこの連携を大切にしながらつくっていただきたいと思っています。

それから教育長、答弁をありがとうございます。夏休み明け心配の子もいらっしゃるということで心は痛めておりますが、運動会とか合唱祭とかいろいろな行事が待っていますので、そういった節目節目で心を変えて出てこれるような子もいるのかなと思います。今度は運動会に向けて熱中症という新たな心配事が出てくるかと思いますが、こんなことがあってはいけないんですけど、特に夏休み明けのこの9月って自殺防止週間なんです。やっぱり夏休みでつまずいてしまっただけということもあるものですから、その中で特に命の大切さとか、自殺の危険を示すサインとか、危険に気づいたときの対応策について理解を深めていくのがこの自殺予防週間となっております。学校のほうでは命を守る教育とか、そういうことはされておられますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

今議員がおっしゃったように、いわゆる命の教育、かけがえのない大切な命、自分の命も仲間

の命も大切にするという教育を様々な場面でしております。それについては、例えば福祉でいろいろな方との出会いの中でみんなが一生懸命自分の命を輝かさせるために生きているということ学びながら、自分の命の尊さを実感していくこともありますし、また、道徳の授業においても自分の命や、もっと言えば様々な生き物の命の、ある意味死というところにも関わりながら、限られたこの命を大切にするといった道徳教育もしております。今自殺防止の話がありましたけども、全教育活動を通して日々命の大切さということを学校教育においても大切にしております。

○10番（住田清美）

本当に小さなうちから生きることの大切さを植えつけていただくことも大事だと思います。小さな子供から成人になるまで、飛騨市に住んでいる人たちが、スローガンではないですけど誰一人取り残さない飛騨市をつくっていくためには、しっかり心と体の健康を注視していただきながら、いろいろなSOSに気づいていただいて、助けていただいて、皆さんが健康で過ごせるような飛騨市にしていきたいと思っています。

それでは、次の質問に進めさせていただきます。次は新型コロナウイルスワクチン予防接種についてお尋ねしたいと思います。世界中を震撼させました新型コロナウイルス感染症。未知のウイルスとして恐れられ、様々な対策が講じられてきました。その1つの対処方法としてワクチン接種がありました。本年3月末までは特例臨時接種で全年齢を対象とし、接種費用の全額が国費で賄われてきました。多い方では7回くらいワクチン接種をされたのではないのでしょうか。

この新型コロナウイルス感染症は、昨年5月8日から感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症になり、いわゆるインフルエンザと同様の扱いになりました。今期からワクチン接種も個人負担が生じてきます。定期接種に該当する人たち、これは65歳以上と60歳から64歳で、一定の障害等のある方については自己負担2,300円。定期対象者以外の生後6か月から64歳の方々が任意で接種される方は、自己負担額がおおむね1万3,000円となります。今まで無料だったことを思いますと1万3,000円は高いなというのがまず浮かんできました。

そこで、次の2点をお尋ねいたします。接種時期と費用についてです。新型コロナウイルスワクチンの接種対象期間は10月1日から1月31日となっていますが、新型コロナウイルス感染症の発症は季節構わず通年で見受けられます。このワクチンを打つのは、冬に向かうこの時期に接種するのがベストということなのでしょう。また、自己負担額をもう少し軽減できないのでしょうか。インフルエンザと比較すると、そもそもの接種費用がインフルエンザ5,000円に比べ新型コロナウイルス感染症は1万5,300円と3倍もの差があります。新型コロナウイルス感染症の任意助成は、インフルエンザと同じく市が2,200円助成しての自己負担額です。受けやすくするために、もう少し助成額を増やすことは考えられないのでしょうか。

2つ目は、国民健康保険助成についてです。飛騨市国民健康保険ではインフルエンザ予防接種助成事業として、50歳から64歳の方たちに対し2,200円を上限に補助をしています。今回の新型コロナウイルスワクチンについては、助成する方策は取られていないのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

新型コロナウイルスワクチンの予防接種についてお答えします。議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症は季節性ではないため、年間を通していつでもかかる可能性があります。一方で、年末年始には人の移動が活発になり、人と人との接触機会が増加することで感染者が増加することが懸念されます。そのため、冬場に向かうこの時期に高齢者等に予防接種をしていただくことで、かかってしまった場合でも重症化を防ぎたいという狙いがあります。

また、冬場には医療体制への負担が大きくなる傾向があるため、医療体制を逼迫させないためにも、冬に向かう時期に予防接種を実施しております。加えて、令和6年度については、定期接種に限り1回当たり8,300円の補助金が国から市へ交付されます。この補助金交付の対象となる期間が10月1日を開始時期としていることから、市の定める接種期間についても10月1日以降としております。

続いて、任意接種にかかる助成額についてですが、予防接種には予防接種法に基づいて市が実施し、一部自己負担を除き市が費用負担を行う定期接種と、個人が自らの判断により希望して接種する任意接種があります。先ほどの高齢者等への予防接種は定期接種に当たり、国の補助金や市の負担により自己負担額を2,300円としています。一方で、任意接種についてはあくまで個人が希望して接種するものであることから、基本的には全額自己負担となります。しかし、令和6年度に限っては、令和6年3月31日まで実施されていた特例臨時接種から間もないこともあり、飛騨市では任意接種であっても1人1回限り2,200円の助成を行うこととしています。

この助成は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、ワクチン接種が有料になったことに対する緩和措置として実施するものであることに加え、令和6年度に入り想定外にワクチンの金額が高額になっているものの、元来、任意接種は金額も含めて接種するかどうかを個人の判断に委ねていることも踏まえ、助成額の増額は予定をしておりません。

2点目の国民健康保険助成についてお答えします。飛騨市国民健康保険については、人口減や60歳以降の労働環境の変化などにより被保険者数が減少していて保険料収入が減っている反面、医療費は増加していることから、財政運営は厳しさを増しています。

そうした中で、新型コロナウイルスワクチン予防接種費用の助成を検討しますと、財源となる国等からの補助金が存在していないことから、新たな助成制度の創設は困難であると言わざるを得ません。

このことから、今のところ飛騨市国民健康保険独自の取り組みとして新型コロナウイルスワクチン予防接種助成制度の創設は考えておりません。

なお、財源の課題が解決され医療保険者による助成制度の必要性が高まってきた際には、改めて検討をいたします。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○10番（住田清美）

今新型コロナウイルス感染症が5類相当になって、その中でも定期接種と任意接種があるというくくりの中では、飛騨市でも2,200円は助成してくださるので、これが限度かなという思いはしますけれど、国民健康保険も含め基本的にワクチンを打つことで発症が少しでも抑えられるのなら、それは医療費の削減につながるのではないかと思います。国民健康保険もそうですけれど、

基本的にワクチンを打つことによって国民健康保険の療養費が減るのなら、ワクチン助成をしてくださってもいいのではないかなど。あと、インフルエンザは「飛騨市国民健康保険インフルエンザ予防接種助成事業実施要綱」の中で助成事業としてありますので、その中で同じ5類になった新型コロナウイルス感染症とインフルエンザを同じ位置づけにして、「インフルエンザ等要綱」に変えていただければ、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症も一緒に助成してもらえるのではないかなど、国民健康保険の中では思います。そうすればワクチンをより皆さんに打っていただくことによって、新型コロナウイルス感染症にかかって医療費が増大するよりはいいのではないかと私は思うんですが、この辺のお考えはいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

なぜ国民健康保険だけという話になるんですけれども、一部の健康保険組合においては助成制度があるようなんですけれども、国民健康保険者及び全国健康保険協会等による助成も今のところありません。気持ちは十分分かりますけれども、国民健康保険だけというのは適当ではないのかなど思います。

○10番（住田清美）

でも、せっかく飛騨市国民健康保険インフルエンザ予防接種助成事業実施要綱というものがあるので、これを新型コロナウイルス感染症に置き換えて、頑張ってお考えいただければと思っています。でも、答弁の中で今後状況を見ながら、財源の確保とかのめどがつけば考えてみますということもありましたので、そこに期待するところであります。

新型コロナウイルスワクチンの予防接種も国のいろいろな状況もありながら10月1日からなんですけれど、これは新型コロナウイルスワクチンの予防接種に限り通年にするという事は医師会との調整、国との調整の中で難しいものなののでしょうか。今でも新型コロナウイルス感染症にかかっている方がいらっしゃいますので、例えば打ちたいという方がいたときには、この期間しか打てないということは決まったことなののでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

これは医師会と相談して決めたことではなくて、この期間が国庫補助の対象期間であるということによって期間を設定させていただきました。

○10番（住田清美）

いろいろなことが絡み合っただことだと思いますが、多分この1万3,000円の自己負担はなかなか厳しいところがあります。任意接種ですので受ける、受けないは個人の判断ではありますが、日頃から心と体の健康については、飛騨市は十分対応してくださっていますので、そういう中で免疫力をつけて、どれだけでも自分の体を守って、いろいろな病気にかからない健康なまちづくりを今後も進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終わります。

〔10番 住田清美 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で10番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時55分といたします。

（ 休憩 午後2時45分 再開 午後2時55分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

12番、野村議員。

〔12番 野村勝憲 登壇〕

○12番（野村勝憲）

それでは、通告に従い質問します。6月議会を終え、産業常任委員会のメンバー6人で三重県3市1町を視察。いなべ市と亀山市でまちづくりの取り組みとその成功事例を学ぶ。単独でデータセンターと企業誘致で岐阜県庁と恵那市、まちづくりで各務原市、ふるさと納税で瑞穂市などを視察し、得た知見などを参考に大きく4点質問します。

まず1点目、飛騨市のまちづくりについて。視察したいいなべ市は、平成15年12月北勢町、員弁町、大安町、藤原町が合併し、人口は合併時から約4%減で、企業誘致に力を入れた結果、生産年齢人口が60%をキープ。若い人が多く、まちづくりではコンセプトを含め取り組みが評価され、東海初の自治体SDGsモデル事業に選ばれる。一方、亀山市は平成17年1月、亀山市と関町が合併し、人口は合併時の4万9,000人台を現在も維持し、人口減はなく、財政力指数は1に近い高い水準で推移。令和元年7月、関宿に「関の山車会館」がオープン。5年間で周辺に喫茶店はじめ新たに16店舗が開業。九州や他県から移住し開業されるなど、まちづくりを地域全体の再生と観光誘致に結びつけようと、官民での取り組みが成果と現れました。市長は、いなべ市と同じ民間出身だけに、まちづくりをはじめ地域経営がしっかりできており、都会から移り住みたいという人が増えている業種です。一方、飛騨市は残念ながら令和2年春、2億円を投じて飛騨古川まつり会館をリニューアルさせましたが、その成果は出ず、古川町の町なかから次から次とお店が消えていくのが現状で、これでは飛騨市から若い人たちがさらに流出する可能性があります。

まず1点目、持続可能なまちづくりを実現するについて。市が4町村を合併し20年、旧町村が取り組んできた主要政策を継承し、そこに暮らす人々の生活や文化、風情などを活性化させ、住んでよし、訪ねてよしのふるさとづくりが最大の目的。しかし、残念ながら観光を含め地域経済の活性化などにつながらず、人口は現在約8,600人減の2万1,820人。急激な人口減少の中、都竹市政3期目のテーマ「持続可能なまちづくり」を実現するためのキーワードとコンセプト、そして具体的なビジョンを示してください。

2つ目、今求められる住民主体のまちづくりについて。行政からの一方的な発言や、そのとき

だけのキャッチフレーズでは真のまちづくりはできません。住民と行政による協働のまちづくりでないと成果は出ません。住民主体のまちづくりについてはどのような考えでしょうか。

3つ目、10年後飛騨市のあるべき姿と課題について。合併30周年となる10年後の飛騨市の人口は旧古川町時代より大幅に少ない約48%減の約1万6,000人前後と推定されます。限界集落、空き家、耕作放棄地などが増え、危機的状況です。さらに、若者の流出により働き手不足や消費者も少なくなり、地域経済や市民生活に大きな影響を与えているでしょう。現在市が描いている10年後の飛騨市のあるべき姿と課題を具体的に示してください。

4つ目、持続可能なまちづくりの5か年計画について。市長の3期目は持続可能なまちづくり実現をテーマに、10年後、20年後の町の土台づくりからと発表。当然、土台づくりの5か年計画は作成されていると思います。まちづくりは広い領域になりますが、最も重要なのが経済の活性化で、市民の暮らしに直結します。特に若者の流出を避けるため、働く場所の確保、そして雇用と所得を安定させ、持続可能な地域にするには経済と福祉のバランスです。市の経済は残念ながら弱くなってきており、地域経済活性化策を取り込んだまちづくりが求められ、5年間の計画を具体的に示してください。

最後に、民間の温浴施設と市温浴5施設について。都竹市長は昨年3月2日の旅館組合の総会の席で、たんぼの湯の奥さんに「たんぼの湯は売られませんか。売られるなら金融機関〇〇を通したらいいですよ。今ある物件が〇〇を通していい方向にいています。」の発言を当事者のたんぼの湯から聞きました。この発言内容はたんぼの湯には了解済みで、この一般質問の原稿は届けてあります。私が若宮駐車場の駅開発や大学計画などを質問すると、「それは民間のことですから。」と逃げの答弁は度々。なぜ市長の立場で一民間事業者に売却の話をするのですか。言っていることとやっていることが矛盾しており、経営を本当に心配するなら市の温浴5施設じゃないでしょうか。飛騨市の急激な人口減少で入浴利用者も減り続け、年間1,500万円の赤字施設もあり、いずれ5施設の維持はできないときが来ます。6月議会では「若宮駐車場に民間の温浴施設ができる。」と、市の答弁でした。それが完成すればすば～ふる、流葉温泉、ゆうわ～くはうすなどに影響が大きいと思います。そこで、市の温浴5施設の今後の在り方を問います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

まちづくりについてご質問が4点ございました。実は企画部長が答弁するよう用意していたものもあるのですが、熱を出して休んでおりますので、私が全てお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目、持続可能なまちづくりの実現というお話でございます。今まで①、②、③は何度かお答えしておりますので、簡潔に要点のみ申し上げたいと思います。

まず、持続可能なまちづくりの実現という話なんですが、各分野において人手不足・担い手不足というものが顕著になっておりまして、やはり人が減っていくということを前提としてあらゆることに対処していく必要があるのではないかと思います。いろいろな自治体の例をお取り上げになりますけれども、そもそも基礎的な条件が全く違うわけですから、同様の中山間地にあるところを前提にしていかなければいけない。飛騨市の場合は、当然人が減るということをあらかじめ

見込んでおかなければいけないということですから、人が大勢いて経済が活性化しているようなイメージではなくて、人が減っていく中でいかにやっていくかという考え方であります。少ない人数でも維持できる仕組みを構築するということが必要でございまして、一例を挙げますと、神岡町で公私連携型認定こども園の創設ということを今やっておりますが、これなんかはその具体的な一例であるというふうに言えると思います。市役所でも少人数でも仕事ができるための外部委託、それからDX化、こうしたことを取り組んでおりますので、持続可能なまちづくりの実現に向けてこうした流れをより一層ギアを上げていきたいなと考えているところでございます。

それから2点目の住民主体のまちづくりというお話がございました。元来まちづくりというのは住民主体で行われてきたものでありますし、住民主体で行われるべきものであると思っております。行政というのは、その対応できない部分を補っていくというのが基本的な考え方でありまして、市が何かのまちづくりをリードしていくというよりは、まず住民主体でというふうを考えるのが基本かなと思います。

具体的な代表例としては薬草のまちづくり。これはもう典型的なものとして挙げられます。先日土曜日に全国薬草フェスティバルをやりまして、その際に薬草の本が世界文化社から出版をされて先行発売を行いました。とてもよく分かる本で、読んでいただくとお分かりになりますが、まさしく住民主体で薬草のまちづくりが進んできたということがよく感じられる本になっております。これは代表格だと思います。

それから広葉樹のまちづくり。これは市がリードして始めましたが、今や関係の方々、川上から川下までが一体となって取り組んでおるということでございますので、これもやっぱり住民主体の活動だろうと思います。

それから今議会でも予算追加計上させていただいておりますけども、市制20周年の記念事業補助金を出しておりますが、これもおかげさまで大変ご好評いただいております。この中で住民主体の新たな活動というのも出てきております。こうしたものを支援していくということも住民主体のまちづくりにつながるのではないかと、このように考えておるところでございます。

それから3点目、10年後の飛騨市のあるべき姿というお話でございます。この件は前回の6月議会でも野村議員から同じ質問をしていただいておりますので、繰り返しですから簡潔に申し上げますが、これもやはり10年後に向けての課題というのは、人口減少に伴う人手不足であらゆるものが縮小していくということになります。例えばお店の減少も、結局高齢化によって跡継ぎがないという問題からスタートして、あるいは農地の問題、草刈りの問題1つを取ってもやる人がいない。業者に頼もうにも業者も人がいないという状況ですから、これがさらに加速していくということになります。人が減るといのはまさしくそういうことですので、それを前提にしながら助け合いの仕組みとか外部の力を活用しながら様々な活動事業、地域そのものを維持できるようにするという事とにたく知恵を絞って、少しでも実践してそれを改善していくという流れを繰り返していく。これが一番大事ではないかなと思います。

10年後のあるべき姿というのはその延長線上にあるわけですから、その間どういう考え方で進んでいくかということになります。昨日高原議員からのお尋ねでウェルビーイングという議論をさせていただきましたけども、日々の心の豊かさを感じられるような町をつくる、これが10年後のあるべき姿ではないかというふうに思っております。経済的に非常に潤っている、経済的に

活性化しているということはもちろんですが、やはりその中でもみんなが心、体、そして地域の関係を豊かに暮らせる、これを追求していくというのが10年後のあるべき姿だということでございます。それを「みんなが心豊かに楽しく暮らせるまち」と表現しておるところでございます。

それから4点目、持続可能なまちづくり実現に向けての5か年計画というお話でございます。まさしく5か年となりますと、今年度策定をしております次期の飛騨市総合政策指針がそれに該当するということございまして、前期の5年が今年で終わりますから、次の新年度に向けて策定しておるのがまさしく5か年計画ということになります。ただ、その計画というのは従来の総合政策指針とは全く姿を変えておりまして、事業を列挙するというやり方ではなくて、市として何を目指しているかの方向性を分野ごとに、テーマごとに明確に示すというのが大きな役割です。それに基づいて具体的な事業は毎年の予算の中で柔軟かつ臨機応変に変更する。そして、新たなことはどんどん取り組んで追加をしていく。こういうことが5か年の取り組み方針というものの基本になろうかと思っております。そうした考え方の中で次期の総合政策指針に向けての準備を進めまして、持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それから5点目、民間温浴施設の影響ということで、市温浴施設の今後につきましてのお尋ねでございます。ここにつきましては、順を追ってお話ししたいと思っておりますが、市内の温浴施設のうち4施設ございます。これは指定管理施設になっております。いずれも指定管理料があることを前提に運営されておりますけれども、この指定管理料が市の財政的な圧迫の要因となっておりますのが現状です。令和6年度の内訳を見ますと、すば〜ふるが2,165万円、ゆうわ〜くはうすが1,735万円、おんり〜湯が3,300万円、Mプラザが3,500万円、合計1億700万円でございます。この中にはもちろん風呂だけではないというものも入っておりますが、一応温浴施設ということではそういう数字になるということです。割石温泉は直営でございますけれども、令和5年度の歳入歳出から収支を計算しますと、約2,230万円の赤字となっておりますので、指定管理料と割石温泉の赤字を合計しますと1億2,930万円、約1億3,000万円を負担していると。これは大変な数字でございます。

このような状況でありますので、どの施設も熱心な利用者がおられる、ファンの方がおられて入浴を楽しんでいただいているということは十分理解するんですが、市として今後も5つの温浴施設を維持していくことは財政的には困難である、将来的に削減は不可避であると考えております。

その中で民間温浴施設の開業による市有施設への影響というお話がございました。お話しいただいたように民間による温浴施設が駅東開発において計画されていることは聞き及んでおります。まだ具体的話にはなっていないと伺っておりまして、詳細も公表されていないわけですので、規模とか、その影響を現時点ではなかなか計り知れないということがあります。例えばスーパー銭湯のようなものが仮に開業した場合、市有施設の立地と利用者の傾向、一般的なことを考えますと、利用者の多くは恐らく古川町住民になるだろう。そうすると、すば〜ふるが最も大きな影響を受けるだろうと考えられます。すば〜ふるは指定管理施設の位置づけを変えてくるときに市民利用が多いということが調査で分かっております、それがゆえに観光施設から健康増進施設へ位置づけを変えておるわけでありまして、最近の民間の入浴施設を見ますと、風呂以外に

も健康増進施設が充実しているところが多いというような実態を見ますと、どういものができるか分かりませんが、恐らく健康増進施設としても民間競合するのではないかとようなことを想定しております。そうしますと、市として施設を維持する理由が失われるわけです。加えて、その中で収益性が低下してくる可能性があれば、指定管理料の増加ということが必要な状況になりますし、そうとなればこの財政の圧迫はいよいよ顕著になりますから、そうなるのと施設の休廃止、民間譲渡といったことを検討していかないといけないのではないかなと思います。

大きな問題は、温浴施設というのは循環とか昇温、もともと温泉の温度が低くて温度を上げないといけないものですから、非常にボイラーとかがかかる。そうしたものが大規模な機器になっておまして、修繕とか更新、今までも壊れて修繕というのは何度もあるんですが、ものすごい多額の金額がかかっております。そうすると、今後壊れたときに直せるのかというと、「はい、分かりました修理します。」というわけにはなかなかいかないということになりますので、もしそういう状況が来れば、そのときの利用の見込み、利用状況を踏まえて、修理に見合うだけの収益とか、市民利用が見込めないのであればその時点で施設を休止、廃止、場合によっては民間譲渡するということも検討しなければいけないということです。今現在、そういうふうにあるわけではありませんけども、そういう問題意識を持っているということはここで申し上げておきたいと思えます。

それから旅館組合の総会で、たんぼの湯の奥様とお話しをさせていただいたことですが、1年半くらい前の話ですが、その場のことは結構鮮明に覚えておまして、入湯税の話がされたということを覚えております。3名くらいおられて、酒の入った宴席での話ですから、具体的な話を記録しているわけではありませんが、そのときに後継者の話をされたように記憶をしております。

後継者がいないという話をされた方にいつも申し上げているのは、事業承継かM&Aの話です。これは市の取り組みとして、市の施策として事業承継、M&Aの促進ということを取り組んでおまして、国や県もやっておりますし、商工会とか商工会議所もやっております。市内の金融機関も取り組んでいます。飛騨市ビジネスサポートセンターでも相談を受け付けています。そのときはどういう話をするかということ、事業を売りませんかという話になります。市内でもあるいは飛騨地域でも実績をあげている金融機関もありますし、具体的な成功例もあります。そういうことを私はよく話をするものですから、議員のご指摘の話をする、恐らく事業承継かM&Aの話をしたんだろうというふうに思います。

こちらにつきましては、もしそういったご希望があれば市としてサポートさせていただきますし、金融機関につなぐこともございます。必要があれば担当から訪問させていただいて、話を聞いていきたいというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○12番（野村勝憲）

温浴5施設、市長の説明ですと年間1億3,000万円の赤字だと。これだけの金が出ていくということになると、これはまちづくりにも大きく影響してくると思うんです。5年間で約6億5,000万円くらいが赤字で市からの持ち出しということになります。

私の推定ですけど、恐らく駅東に完成するのは2年、3年先じゃないかなと思うんです。どう

なるかは分かりませんよ。そうなった場合、今の5施設を何とか健全な形にするためにはどうしたらいいかということをお早急にでも着手しなければいけないのではないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

本当に早急にやらなければいけないんだろうなと思います。今までもそう思っているいろいろ検討してきているんですが、1つ大きな問題はファンが多いんです。根強いファンの皆さんが結構おられて、風呂は非常に感情的にこれを何とか残してほしいという話が必ず出てくる。あと若干それぞれに性格も違いますので、例えば流葉のMプラザはスキー場のお客さんとかキャンプ場のお泊まり客の風呂だという要素がありますので、これは議員がおっしゃるように早急に性格づけを整理しながら、どのタイミングで整理していくのか、あるいはどういうことをきっかけに休廃止の議論をするのかということを検討していきたいと思っておりますし、ここについては総合政策指針の中にそこまで詳しくは書き込めませんが、その大きな方向性は何とか書き込みたいと思っております。

○12番（野村勝憲）

実は5月に東京都で、岡山県のある町長から「大反対があったけど温浴施設を撤退した。」という話を直に聞いています。この議会が終わったら一度視察して、12月議会で指定管理のことをやろうかなと思っていたので、また勉強してサジェスチョンします。

もう1つ、これからのまちづくりで一番問題になってくるのは、キーワードは若者だと思うんです。新聞で見たんですけど、最近高山市で高校生中心の「飛驒のミライと若者ミーティング」が開かれたようです。その中で、飛驒には企業が少なく夢がかなえにくいという意見があったようです。私が一番気にしているのは、働く場所が限られていることです。少ないということです。しかし、この問題を少しでも解消するにはデータセンターを含めて研究機関とか、ここの自然、あるいは風土を生かした企業誘致は小規模でも可能だと思うんです。そういったところは市長はどのような考えでしょうか。

△市長（都竹淳也）

データセンターは議員はライフワークにしておられて、我々もそう思って何とかデータセンターができないものかと、前回の議会のときに部長から答弁しましたが、実際に会長、関係役員にまで来ていただいてかなり進んだ案件があったんですが、当初想定していた神岡町の坑道では条件が合わないということが分かって、これはほかの企業も難しいということが分かりました。ただ、この地域の回線が細いという問題があるのでなかなか難しさはあるんですが、夢は捨てないようにならしていきたいと思っております。

それから大きな企業誘致というよりも、小さなクリエイティブな事業所の誘致、これが恐らく一番効くのではないかなと思っております。例えば50人、100人規模の大規模な事業所というよりは、10人とか15人の事業所をここに根づかせていくことが大事だと思います。飛驒市でもヒダカラという会社があって事業を拡張しておられますけども、まさしくふるさと納税の支援サービスを中心に白川村の豆腐屋の事業承継を手がけられたり、あるいはデザインとかをやられて社員を

増やしておられる。非常に若い女性の社員ばかりで、飛騨市の中の企業としてはちょっと出色の企業になっております。そういったところは横のつながりがあるものですから、横のつながりの中で関連するところが出てきてくれるといいのではないかと。そういうときに町が前向きに盛り上がっているムードというのは企業を引きつけるということを感じておりますので、やはりいろいろなことに積極的にチャレンジするような市政をつくるということも、結果、そういったところの誘致になりますし、また、関係する人たちが横でつながるようなつながりをつくるということも大事であると思っております、そんなことにもいろいろ取り組んでおりますので、そうした中で若い人たちに働きたいと思ってもらえるような職場を創出していきたいと考えているところでございます。

○12番（野村勝憲）

データセンターの話が出ましたが、データセンターは私も結構力を入れていろいろなところへ勉強に、国にも行ったり、石場先生の事務所へ行ったり、この前も県へ行ってきました。大体そういったところは整理して、これから民間にと考えているんです。例えば印西市も相当な規模でやっつけちゃるんです。しかし南海トラフの関係があるから、これからは日本海側を含めてという話になってくると思うんです。いろいろなところを歩いてみましたが、地下でやるというのはここしかないんです。私はこれから民間にアプローチしようと思っております。

それはそれとして、今台湾と交流されていますよね。台湾は市長は御存じだと思いますけど、半導体メーカーのトップ企業が熊本県菊陽町に進出しています。例えばあれだけの規模はなくても、小規模でもいいですから台湾から企業をという話はないですか。

△市長（都竹淳也）

今、新港郷を窓口にしながら広げておりますけれども、まだこの時点では進出という話はございません。恐らくここに進出があるとすれば、工場のようなものではなくて何か研究的なものになってくると思います。そのときに例えば東京大学宇宙線研究所の存在というものがうまく有機的に結びつけられればあるのかなと思いますので、これについても今現在あるわけではありませんが、夢を持ちながらいろいろなチャンスを見つけていきたいと思っております。

○12番（野村勝憲）

それでは次へ行きます。これからの3問は市民からの強い要請による質問です。2点目の都竹市政の組織運営と危機管理について。最近、おねだり知事の話や県内では官製談合で町長逮捕など他人事と思っていたところ、7月9日、飛騨市で市県民税316人分の納税額が誤通知だったと判明。都竹市政8年半で三度目となる不祥事が発覚しました。

1つ目、市民のための組織運営について。1期目の都竹市政では、児童買春事件、2期目にセクハラ事件、そして3期目に市民からの指摘で発覚した納税額の誤り事件で、共通するのは3人とも残念ながら都竹市政になって採用された男性職員で、所属は全員総務部。逆に、飛騨市役所を辞めていかれた職員は結構多くいらっしゃるんですけども、その中には新たに飛騨地域の役所勤務者が、私が知っているだけでも4名おられます。それぞれの役所の人からもいろいろ聞いています。それぞれの役所で高い評価を得られて活躍されています。具体的な名前は言えません。自治体の名前も言えませんけども、都竹市政になって採用した職員は事件を起し、一方、辞めていかれた職員はほかの自治体で戦力となって働いておられるだけに、私なりに矛盾を感じます。

人事含め市の組織運営に問題があるのではないのでしょうか。

2つ目、真の危機管理体制について。民間であれ、行政であれ、組織を運営するトップは常にガバナンス、コンプライアンス、マネジメントの3つが求められ、不祥事が起きたらまず自らを律し、人を律する危機感を持って対応しなければなりません。かつて市長は、市職員の不祥事に対し「類似の事案が発生しないよう努めるのが市長の責任の取り方。」と答弁。しかし、その後も不祥事の連続で、市民からは危機管理体制ができていないとの指摘があります。「今回の不祥事が発覚した週に多数の市職員や議員を連れて台湾旅行をしている場合か。」これは市民の声です。「7月16日、記者会見は副市長ではなく、市内で新型コロナウイルス感染者が多数出ており、台湾旅行は昨年も行っているのだからキャンセルして、最優先で市長が対応すべきだったのではないか。」。現在、物価高騰で市民の生活が苦しいときこそ、その時々都合のよい言葉ではなく、市民のために緊張感と危機感を持って事に当たらなければなりません。その点はいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

危機管理体制ということで、私からは2点目についてお答えをいたしたいと思います。市民の声だということで、今ほど台湾旅行に行っていたというお話がございましたけども、よもや議員ご自身のお考えではないと思いますので、議員自身は台湾出張だということをきちんと認識いただいているという前提でお話をいたします。もしそうでなければ後でまたおっしゃってください。

まず記者会見であります。地方自治体における不祥事等発生時の記者会見、これはいろいろなパターンがありまして、首長自らが行う場合もありますし、副市長あるいは部長級職員が行う場合もございます。その中で、今回のような事案のケースにおいて、こういうときはほかの自治体の事例を調べてからかかりますが、まず岐阜県庁ではこの種のケースの会見で、通常、副知事以下が会見を行いますので、知事が実施することはまずありません。

それから市町村においてもほぼ同様でございます。過去に実施された市町村における課税誤りの事案、これを調べてみますと例えば海津市、横浜市、四日市市、こういったところは会見をせずに発表のみという自治体でございます。これが多数です。記者会見の実施をするところ自体が実は非常に稀であるというのが現状です。会見を実施している例で調べることができたのは郡山市、須賀川市という自治体がございます。ほかにもございますが、ここでも部長級職員が会見を開いておりまして、市長自ら会見をしたケースは、調べた限りでは確認できておりません。初日に前川議員からご質問がございまして、他の自治体の例も参考に公表基準を決めているということをお答えいたしましたけども、今回の事例もまさしくこうした検討プロセスを決めて、会見の体制を決めたということでございます。

次に、その中での台湾への出張ということでありますが、今回の台湾での行事は、「飛騨市・新港郷友好交流30周年記念行事」という極めて記念すべき重要な行事でございます。先方からも強く参加を期待され、今後の飛騨市と新港郷との友好関係を考慮しますと、市長が参加しなければ責任を果たすことができない、そういったものであったというふう考えております。

以上により、危機管理案件の記者会見対応という責務と記念行事参加という責務を比較衡量して判断した結果、そしてまた、全国的な記者会見のありようというものを踏まえて判断した結果、記者会見は全幅の信頼を寄せる藤井副市長にお任せして、予定どおり台湾への出張を行ったというところでございます。結果的に、記者会見対応も副市長を中心に十分やっていただきましたし、同時に飛騨市・新港郷友好交流30周年記念行事も大成功を収めることができまして、今回の判断に間違いはなかったというふうに考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは市の組織運営についてお答えします。構造的な人手不足を背景に、働く人の機会と選択肢が増加していることから、全国的に国家公務員、地方公務員問わず、公務員の転職は当たり前というべき状況になっており、新聞紙上でもそうした記事が頻繁に見られるようになっております。これは民間企業においても全く同じですが、給与面や処遇面だけではなく、むしろ価値観の変化、キャリアオーナーシップ、これは自律的キャリアと申しますが、それが要因であると言われております。

議員からは退職した職員が他自治体に転職している事例にお触れになりましたが、飛騨市において過去5年間に市を退職して他の自治体に転職した一般行政職員は3名です。これらはいずれも結婚や家族の事情、実家に戻るなどの事情によるものです。時折、飛騨市役所に訪れてくれる者もあり、それぞれ頑張って仕事をされていると聞いております。

他方、逆に他自治体を退職し、飛騨市に転職した職員も4名おります。いずれも同様の事情ですが、飛騨市役所に魅力を感じて就職し、過去の職務経験を生かして活躍してくれているところです。これらを踏まえると、こうした市職員の動きは、組織運営の問題によるものではないと考えております。

なお、民間企業においても同様に人材は流動化しており、飛騨市役所においても、民間企業からの就職者が近年大変多く、いずれも社会人経験を持ち、即戦力として仕事をさせていただいております。逆に、かつてのように新卒から定年までを見据えながら、人材育成を行い、キャリアを積み重ねていくことを前提とできる時代ではなくなってきており、個々の職員への教育、人材育成が重要となります。

特に管理職になるまでの期間が僅かというケースも増えておりますので、本人の強みや能力を生かすことを前提にしつつ、基本的な市役所職員としての知識やコンプライアンスなどに加え、リーダーシップやマネジメント、コミュニケーションといった職員研修を毎年毎年積み重ねていくことが重要であると考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○12番（野村勝憲）

正直言って、私こういう質問をあまりしたくないんですよ。実はほかのことをやろうと考えていたんですけど、市民からやってくれと強く言われたのでそれを下ろしてやったんです。私も実

は台湾へは友好都市になる前に台中も含めて3回ぐらい行っています。先ほど台湾の企業をということと言ったと思いますけども、GDPは非常に韓国も台湾も伸びているんです。生産高も伸びているし、企業もなかなか育っている。ああいうところにヒントがあると思うんです。ただ、交流もいいんです。やはり視点を変えて、切り口を変えて、これはひょっとしたら飛騨市に合うのではないかなというものが必ずあると思うんです。そういうことに企業誘致で力を注いでほしいということです。それは先ほど回答をもらいましたから結構です。

それと、三度起きることは四度起きる可能性もあるわけですから、絶対にこれからは不祥事を起こさない、市民に迷惑をかけないという気概を持って組織運営に当たってもらいたいと思います。それはお願いで、時間がありませんので次の質問に入ります。

ふるさと納税と猫事業について。昨年度、ふるさと納税は物価高と節約志向で利用が伸び、居住自治体の住民税が軽減される利用者が1,000万人を超え、金額も初の1兆円台を超えました。一方、東京都の首長たちから「東京の自治を沈没させる間違った制度だ。」の声が最近よく聞かれます。また、ある区の首長は1年間で約50億円の税金が流出し、「学校1校を建て替える費用が消えていく。」と怒りの声や、富裕層が節税対策として利用するなど公平性が危ぶまれてきました。それだけに、恩恵を受けている自治体は、ふるさと納税が公金だけに、その使い道を明確にし、公表が責務です。

株式会社ネコリパブリックの経営とふるさと納税の使い道は。資本金600万円の猫の店が金森町の中心街に開店して2年。もともと野良猫を含め猫が少ない飛騨市に、地域社会の課題解決としてのソーシャルビジネスが成り立つのか疑問です。最近は特に来店者が少なく、営業は午後1時から午後5時までの4時間だけで、ふるさと納税頼みの経営状況だなと感じます。今年の1月から8月の来店者数と売り上げを月別に、そして開店して2年になるわけですけども、ふるさと納税が古川の店に約1億円使われていると思います。例えばお店の前に現在広告入りのトレーラーが置いてあります。この費用も含めて、それぞれ物件ごとに明らかにし、また、収支を含めた経営状況を示してください。

2つ目、「SAVE THE CAT HIDA」の在り方について。猫の店「SAVE THE CAT HIDA」は保護猫のためのシェルターとして設立。最近市民から猫やペットフードの臭いや野良猫が寄ってきたり、熊に狙われないか心配の声。市長は先の議会で私の質問に対し「市役所の市街地まで熊は100%来ない。」と断言されましたが、しかし、いろいろテレビで出ておりますが、関東の市街地のスーパーや公園、また、新潟県長岡市では犬のペットフードを狙って民間になど、全国各地で熊の市街地出没が報道され、環境省が市街地の熊対策費用を来年度予算化に向けて動かれているようです。

市民からは「お客も少なく危険で迷惑なので、山のほうへ移転してほしい。」の声があります。猫好きの都竹市長は自宅から近いほうがよいでしょうが、市民の安心・安全のため、残りのふるさと納税を使って人里から離れた場所に移転してもらったらいかがですか。そして、残りの1億5,000万円のふるさと納税の使い道を具体的に明らかにしてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

猫事業につきましてのお尋ねでございます。市長は猫好きだというお話でしたが、私は猫はどちらかというと苦手でありまして、親は大好きで飼っておりましたが2年前に死にまして、その後は飼っていません。なので、猫好きというご認識はぜひ改めていただきたいと思っております。

この件については何度も答弁しておりますので、これも簡潔にお話ししたいと思います。1点目の株式会社ネコリパブリックの経営とふるさと納税の使い道についてということでございますが、令和4年度に保護猫シェルター「SAVE THE CAT HIDA」がオープンしておりまして、保護猫活動を開始されておるということで、令和5年度はゲストハウスの整備、移動式の火葬をする火葬車の導入などを行っておられるということでございますが、これは毎年当初の段階でも事業計画を出してもらっていますが、毎年度事業計画を出してもらいまして、その内容を確認して、事業が実施された後、ちゃんと事業計画に沿ったものに使われているかということを確認して、実績報告書に基づいて、それから交付金対象事業であるということを確認した上で交付金を出すということにしております。

経営状況ですが、手元でございますけれども、市の補助金を受けた企業、交付金を受けた企業の経営状況をこの議場で公にすることはしておりませんので、そのバランスの上からもですね、個々の細かい数字についてはここでの答えは控えたいというふうに思います。また、個別にいろいろ聞いていただければ情報公開等もございますし、また調べていただけると思います。事業者の方がぜひ野村議員に来ていただいて、直接ご説明したいということです。そうやって話を聞いていただくと余計いいのではないかと思います。

それから補足として申し上げますけれども、当地での保護猫活動に要する初期段階の諸経費、これは当然のことながらこの交付金とか事業収入で賄われておるわけでありまして、この会社はほかの地域でも事業展開されておりまして、決算書をいただいておりますが、安定的に黒字経営を続けていらっしゃいます。

それからシェルターの敷地内にあるトレーラーも聞いたんですが、企業版ふるさと納税で寄附をいただいた企業から、そこでつながりができて、別に寄贈いただいたというふうに伺っておりまして、交付金事業の対象のものではないということでありまして。

それから2番目、「SAVE THE CAT HIDA」の在り方ということでございます。リスクとして捉えられているというように議員はご認識なのかなと思いますが、そこまでの認識を我々はしておりませんので、移転の必要性をお願いするといことは考えておりませんし、どういうわけか議員のところにはそういう不安の声が行くんですけど、市に寄せられることはまずない。どういう方が、どういうお声を出されておられるのか、ぜひ直接その方から市に名乗っていただくとご説明もできるのでないかと思いますし、実際に見ていただくととてもいいと思います。

それから今後の展開であります。不妊手術はどうしても要りますから、不妊手術車の導入、シェアハウスの運営を予定されているということをお聞きしておりまして、それが今後また交付金の計画に上がってくることになろうかと思います。

それから再三申し上げますけれども、このふるさと納税の仕組み、元来ふるさと納税というのは寄附者の方から用途をあらかじめ指定されている指定寄附金という位置づけと飛騨市で

はしております、国の方と話をしましてもこれに賛同していただいています。

市では、この考え方を明確にするために、令和3年度に「飛騨市寄附金の取扱いに関する条例」というものを定めて、そのために寄附されたものはそのために使わなければならないということを決めております。このソーシャルビジネス支援事業というのは、これも何度もご説明しておりますけども、この事業のために寄附をしてくださいということ、市は手伝いませんが、事業者の方が必死になって声をかけて、そこに寄附が入ってそれを充てますということですから、当然保護猫活動のために寄附された資金はそのために充てなければ、これは条例違反になるということです。条例違反以前に保護猫のためにと寄附したのに、飛騨市がピンはねして全然別のことに使ったら、寄附された方への背信行為になる。飛騨市というのはどういう自治体だということに信頼を失ってしまうということになりますから、金額が大きいので目立つかもしれませんが、逆に今保護猫の活動というのはクラウドファンディングでこれぐらい集まってしまう世界です。そのために入ったものは、そのために使わなければ条例違反にもなるし、市の信頼失墜になるということをお重々ご認識いただきたいと思ひますし、その市民の方という方にこの旨を十分議員から説明していただきたいと思ひます。もし、説明が難しければ、言っていただければ市から説明いたしますので、どこのどなたとぜひ教えていただきたいと思ひます。

最後に、ふるさと納税批判の件についてお触れになりましたけども、ふるさと納税は大都市の都市部だけではなくて岐阜県の市長会でも批判する声は結構あります。その中でこの制度をどうするのかということについては総務省も随分悩まれている、市町村税課長と先々月話をする機会がありました、そこを何とかバランスを取るために経費率の問題であるとか、産地の問題であるとか、そういうものに枠をはめたり、今、取り扱いサイトのポイントの禁止というものがありますけれど、そうしたことをやりながら何とかバランスを取るというふうにやっておるというのが実情であると判断しております。

ただ、我々としては制度がある以上は、それは有効に使っていくという考え方でおりますから、批判する人がいるのでふるさと納税はやらないということではなく、もちろんそういった首長もおられますけれども、飛騨市は使えるものはやっぱりしっかり使っていくという考え方でありますし、そのときに大事なことは、目的を明確にしてそのために寄附をしていただくことが大事だということでありまして、この件につきましても総務省の市町村税課の皆さんと意見交換した際に大変すばらしいと言っていたということも併せて申し上げておきたいと思ひます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○12番（野村勝憲）

昨年ネコリパブリックについて質問しています。昨年は森田企画部長だったんですけども、同じように1月から7月か8月だったか記憶が定かじゃないですけども、そのときのお客さんの入り込み客数と売り上げを発表されていますが、なぜ今回発表できないのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

あの答弁のときに、確かに企画部長が申し上げます。ただ、あの後、本当によかったのかという話をしました。補助金、交付金の対象企業ってすごくたくさんありますし、それがここで答えられたからといって、例えば何かの補助金を出した企業で、市が補助金を出しているんだからその会社の事業を明らかにしてということが野放図に行われるのはちょっとまずいのでは

ないかと。これは市コンプライアンス上、問題があるのではないかという議論もいたしまして、個別の問い合わせがあったときはお伝えしますが、議場で明らかにするというのはちょっと控えたほうがいいのではないかという議論をしたということでございます。

○12番（野村勝憲）

実は私は実際に聞いているんです。あそこへ2回行きまして、私は現場主義なので必ず情報の裏取りをしてやるんです。数字を聞いてびっくりしています。大変な数字です。高い数字ではなくて。本当にこれでいいのかと。月平均するとということで、これは大変だなと。やっぱりふるさと納税がないと駄目なんだと。

そういう中で、市長は御存じだと思いますけども、ネコリパブリックの裏に蔵がありますよね。あそこをリニューアルされて蔵の宿を造られましたよね。それとサウナを新たに造られました。これは猫事業と違うのではないかなと思うんですけども、その辺については市に相談はあったのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたように事業計画であがってきて交付するというものですから、当然それは上がってきているということですし、オープンされるときにでオーナーの方と話したときに、ペットを連れて旅行できる場所がないという課題を話されていて、あそこは結構広い建物でしたし、蔵も広いので、それはゲストハウスにされるといいのではないかという話をしたことがございます。もちろんやるかどうかというのは事業者の方の判断です。ただ、ほかにもペット同伴で泊まれるところというニーズが結構ありますので、そうした文脈の中で事業を決められたとしても、これは自然なことだろうと感じています。

○12番（野村勝憲）

ネコリパブリックのパンフレットはご覧になられましたか。あの中に書いてあるんですけども、「猫みれになりながら飛騨高山の旅を楽しみましょう」と書いてあるんです。飛騨市じゃないんですよね。こういうのは市からクレームを入れられたほうがいいと思いますよ。そういうふうにはパンフレットにうたっているんです。宿泊が目的だからでしょうけども。旅館組合には連絡がされてないようですが、たしか1泊で6名から8名、1組までと聞いていますが、いかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

またご指摘をお伝えしていきたいと思えます。

○12番（野村勝憲）

もう1つ気になるのは、トレーラーがあるんですけども、そのトレーラーはてっきりペットフードか何かを置いているのかなと思ったら、そうじゃないんですね。あれはたしか24時間営業になっています。あそこに出しているのはコストコの商品を集めて、食品もあります。私も実際に飲料水を買いました。安いです。それはいいんですけど、24時間営業されているところは飛騨市にないですよ。そうすると、やはりそれが何かあったときに問題にならないかなということが懸念されるわけです。猫に関係したものならいいんですけども、コストコの商品がということな

ので、その辺は市長にも相談があったのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

交付金を充てる事業というのは当然計画が出てきていますけど、ほかに事業をやられることに1つ1つ了解を取るということは基本的にやってないです。市の事業ではありませんから。自らやる事業にふるさと納税で集めてもらった資金を交付するという事業ですから、ほかにどういうことをやっていただいても大いに結構だと思いますし、そこについては我々に相談をして了解を取ることではないというふうに思いますけども、もしご懸念の点等があればまた様子を見ながら、うちの担当もよく話をしていると思いますから、ご懸念の点等があれば伝えながらよくコミュニケーションを図っていきたいと思います。

○12番（野村勝憲）

もう1つ、景観上の問題なんです。あそこは観光客も通られるわけです。観光客目線にしても、飛騨市の街並みの調和ということも考えた場合、1面が広告のトレーラーなのでどこかへ運べると思うんです。だからもっとお客さんが集まりやすいところにトレーラーを移転してもらおうとか、そういった願いはできないでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私自身はそこまでの必要性は感じてないですが、これは一般論ですから、このネコリパブリックの話じゃなくて、そのほかにも町の中に気になる看板はいろいろあります。町の中でもこの看板ちょっとなというものが中にはあります。でもそれを市から取ってくれ、変えてくれというのはよっぽどの事情がないと普通は言いませんので、ある程度のレベルを超えるようなことがもしあれば、それはまた当事者の事業者の方、これはここに限らず情報交換、意見交換をしていくということになるかと思いますが、この看板においてそこまでの課題認識を持っているわけではないし、そういった声も特段大きく伺っているわけではないということでございます。

○12番（野村勝憲）

岐阜市正木にも猫の店があるんです。別のところにトレーラーではなくてコストコの商品や輸入食品の販売店をこの3月にオープンされているんです。その事業の飛騨版だと思うんです。しかし残念ながら店がないからということなんだろうけど、その辺のところもヒントになると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、最後の企業版ふるさと納税とC o I Uについて。企業版ふるさと納税は、企業が地方創生につながる事業に寄附をすると、最大で寄附額の9割の減税を受けられる仕組みで、2016年度の導入、税優遇の拡大で利用が年々増え続けている。最近、企業版ふるさと納税を活用したある町の事業をめぐる、事業費を寄附した関連企業に資金が還流していた問題が発覚し、百条委員会が「企業の節税対策に町が利用された。」と指摘し、国は今報告を求めているようです。

C o I U設立支援の企業版ふるさと納税について。大学設立の資金が70億円必要だったが、資金が集まらず、大幅減の12億円。そのうち市が関与した企業版ふるさと納税の金額は2割以上の

2億5,000万円。令和3年度から今日まで24の企業から支援。先の議会では「ふるさと納税は建設予定地周辺の道路整備に充てる。」と市の答弁でした。既に宮城町の建設予定地周辺の道路舗装や側溝工事は完了しております。企業版ふるさと納税を当然充当されていると思いますが、どのくらいの金額でしたか。これから認可を申請されると思いますけども、文部科学省で認可のハードルが最近高くなっているようですので、万が一文部科学省が大学設置を認可しなかった場合、現在集まっている2億5,000万円はどうなるのでしょうか。

2つ目、C o I Uの校舎は宮城町にすべきと強く説得すべきではないでしょうか。高山市は難色を示した結果、飛騨市に井上理事長が積極的に売り込み、飛騨市が宮城町の土地を紹介し、都竹市長は現在は辞めておられるようですけども、早々に大学の評議員に就任。そして企業立地促進条例による助成まで提示しており、市の責任は大きいと思います。また、私は宮城町にお住まいの方、10軒ほど訪問してヒアリングをしています。さらに、国から道路整備費として約6割の5,400万円の補助金をいただいていると思いますので、C o I U側に宮城町での大学設置を強く働きかけていただけないですか。以上です。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

C o I Uの話でございます。まず、1点目の企業版ふるさと納税の件、それから2点目の大学の校舎といえますか、キャンパスの設立の件を併せてお答えをいたしたいと思っております。

道路の話でございます。宮城町内の市道宮城町1号線、2号線の整備事業でございますが、大学ができた場合の交通問題の解消ということを前提に実施していることは間違いございません。その財源ですが、もともとC o I U設立支援のために寄せられたふるさと納税寄附金、企業版ふるさと納税を充当するというようにしております。これについても市の要綱において定めていると同時に、大学設立基金に対しても当初からその旨を申し上げております。

具体的な金額ですが、市道整備事業には国庫補助と過疎債を充当しておりますので、それを除く部分にふるさと納税、つまり一般財源部分にふるさと納税寄附金を充当しているんですが、その額は令和3年度から令和5年度の3か年で1,370万円であります。これをC o I Uのために寄附されたふるさと納税、企業版ふるさと納税から充てさせてもらっているということです。

大学設置が認可されなかった場合ということですが、議員がお触れになったように、今なかなか厳しいですし、私もかねてより申し上げておりましたが、なかなか簡単なことではないので頑張ってもらいたいという話をしておるわけでありまして、何回か繰り返して、例えば申請されて、その結果認可されない、やめとなったときにはどうかということですが、先ほど申し上げた「飛騨市寄附金の取扱いに関する条例」第3条第4項がございまして、「やむを得ない事由がある場合は寄附金の用途を変更することができる。」という旨を規定しております。したがって、市の一般的な政策財源に充当するということになりますので、何にでも使えるふるさと納税として市が使うということになります。

これにつきましては、今後企業立地促進条例が適用になる場合に助成金を出さないといけません。どういうふうに変算されていくかは、校舎を建てるのか、固定資産の投下がありませんから

借りるときはこれが対象にならないので。でも、ほかにもいろいろな基準で出てくると思いますが、実はその原資につきましても、C o I U設立支援のために寄せられたふるさと納税寄附金とか企業版ふるさと納税を優先的に充当するというようにしておりますので、極端な話、市の持ち出しはないということになるわけであります。

次に、宮城町への大学校舎の設立の件ですが、前回の議会で企画部長からも籠山議員にご答弁をしておりますけども、キャンパスの一部の設置箇所が、宮城町から駅東に変更されたことによってまちづくりに大きな影響を及ぼすとは私も考えておりません。大学の規模が何千人という大学ではありませんし、基本的にここに滞在する人数はごく限られておりますので、それが決定的な影響を及ぼすというふうには私は思っておりません。しかも、宮城町の土地はC o I U設立基金の所有で、しかも将来的に大学関連施設の用地として活用するという方針を表明されておられますので、これにつきましては特にそこまで申し上げることではないと思っておりますし、そのための道路整備ということに国庫補助金、ふるさと納税寄附金を充当するという点についても、これは適切であるというふうには判断をいたしております。

元来、公共用の道路というものは、何かの原因があって整備がされたとしても、特定の利用者が占有するというものではありませんから、誰でも自由に通行できるということが前提。ですから行政が整備をするということでもありますので、それが何かのきっかけであったとしても、それをもって市が民間活動に介入するという理由にはならないと考えております。

そもそも再三再四申し上げてきましたけども、民設民営の大学設置でございますから、これに市が影響を及ぼすような行為、言動というのは慎むべきではないかと思っておりますし、そうしたことを総合的に踏まえまして、キャンパスの設置箇所について市から働きかけるというつもりは持っていないということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○12番（野村勝憲）

市道もそうですけども、土手側のこれは岐阜県古川土木事務所の管轄じゃないかと思っておりますけども、あちらのほうはコンクリートで階段を2か所造られたと思います。これも大学が設置されるという前提だったのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

それについて、どういうきっかけだったのかは存じ上げておりません。

○12番（野村勝憲）

最近の報道では、たしか共創学部の1学年だけがキャンパスを利用すると。2年時、3年時は分散ということで、そうなってくるとキャンパス自体は120人までのことだと思いますので、駅東の複合施設に入らなくても、現在12億円あるわけですからあそこにそれなりのものが造れるのではないかと思うんです。だからそういう意味では、例えば先ほど水上議員も質問していただきましたけど、朝開町の土地の利活用ということになってくると、まちづくりの関係からしてもできるだけ分散したほうが、飛騨市の将来10年、20年先のまちづくりを考えた場合も、あちらにキャンパスがあったほうがいいと思います。

それと、先ほど言いましたけども、やはり若い人の働く場もないですけども、集う場所もないんですよ。そういう意味では、朝開町の土地利活用と宮城町の大学キャンパスをうまく融合して、それで相乗効果を出すということは考えられないでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そういう考え方もあるとは思いますが、ですけど、そういうことも含めてみんなで考えてやっておられるんですから様子を見守ればいいのかと思います。個人的にといいですか、市として申し上げるということではなくて、いろいろな意見を皆さんお持ちですから、そういったことを聞かれながらいろいろ判断もされて、自分たちの事業ですからベストと思われるところを随分議論して進んでおられるので、そういうことをしっかり見守っていくというのも我々の役割じゃないかなと思います。

○12番（野村勝憲）

どちらにしても、これだけ人口減少の中でどうやってまちづくりをしていくかということだと思います。そういう意味では面全体を捉えて、そして成果の出るまちづくりにつなげる。それには宮城町の土地も利活用していかないとという点がありますので、その辺を強くもう一度学校側に、あるいは理事者側にお願いされたらいかがでしょうか。それはお願いということで、私の質問を終わらせていただきます。

〔12番 野村勝憲 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で12番、野村議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時05分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 井端 浩二

飛騨市議会議員（3番） 小笠原 美保子

飛騨市議会議員（6番） 上ヶ吹 豊孝